

第 23 回民間資金等活用事業推進委員会
議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進委員会

第23回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日時：平成22年4月19日（月）9：00～12：03

場所：合同庁舎4号館12階1208特別会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 文部科学省からのヒアリング

(説明者) 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長

長坂 潤一

文部科学省大臣官房文教施設企画部計画課整備計画室長

山崎 雅男

(2) 厚生労働省からのヒアリング

(説明者) 厚生労働省政策統括官付社会保険担当参事官

伊奈川 秀和

(3) 経済産業省からのヒアリング

(説明者) 経済産業省地域経済産業グループ産業施設課長

斉藤 群

経済産業省経済産業局産業資金課長

濱邊 哲也

(4) PFI制度の課題について

(5) その他

3. 閉会

○事務局 それでは、定刻の9時になりましたので、ただいまから「第23回民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、また、朝早い中、皆様お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、9名の委員のうち7名の方に御出席いただいております。したがって、民間資金等活用事業推進委員会令第5条第1項に規定いたします会議を開き議決するために必要な委員の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本題に入ります前に、専門委員の改選が一部ございましたので、御報告いたします。専門委員の今道健様が辞任され、これに伴い、新たにみずほコーポレート銀行ストラクチャードファイナンス営業部長の滝口新市様が専門委員に任命されております。

また、専門委員の権沢清文様が辞任され、これに伴い、新たに新潟県知事政策局行政改革推進室長の嘉藤隆様が専門委員に任命されております。

嘉藤様は若干遅れておりますので、途中参加される予定でございます。

まず、恐れ入りますけれども、滝口新専門委員から一言ごあいさつをよろしく願いたします。

○滝口専門委員 ただいま御紹介いただきました、みずほコーポレート銀行の滝口と申します。

ストラクチャードファイナンス営業部に在籍しております。この分野を伸ばしていくことが日本経済の活力を再生していくことに非常に大事だと思っておりますので、皆様と一緒にこの推進部会の一員として努めさせていただければと思います。是非よろしく願いたします。

○事務局 どうもありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、渡委員長に願いたします。

○渡委員長 おはようございます。それでは、始めさせていただきます。

まず、新たに専門委員に御就任されましたお2方には、総合部会にも所属していただくこととなります。したがって、新たな総合部会の委員は、お手元にお配りしております参考資料2のとおりとなりますので、よろしく願いたします。

それでは、本日もお忙しい中、津村政務官と長安政務官にご出席いただくことになっております。津村政務官はまだお見えになっておりませんが、国土交通省の長安政務官が御到着されておりますので、ごあいさつを願いたします。

○長安大臣政務官 ごあいさつということではございませんが、皆さん、おはようございます。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は中間とりまとめ案も提案されると伺っておりますので、皆さんの活発な御議論を賜ればと思っております。よろしく願いたします。

○渡委員長 ありがとうございます。

津村政務官を含め、お2方とも本日議論に御参加いただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。本日は、まず、最初の1時間程度で文部科学省、厚生労働省、経済産業省からのヒアリングと、各省からの御説明に対する質疑応答を行いたいと思います。その後、5分間程度休憩をはさみまして、2時間程度、PFI制度の課題につきまして御議論をいただきたいと思います。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料は1から9までとなっております。皆さん、おそろいでしょうか。

資料8につきましては、後ほど休憩したときにお配りいたします。

また、参考資料ですが、1～6までとなっております。

それから、テーブルに横紙で1枚、会議内限りというカラー刷りのものがございますけれども、これに関しましては、後ほど回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、各省からのヒアリングに移りたいと思います。効率的に議論を進めるために、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の順に、それぞれ約10分程度御説明いただきまして、その後の30分で、一括して質疑応答を行いたいと思います。

それでは、最初に、文部科学省の長坂課長、山崎室長から御説明をお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

本日は私どもの施策の説明をさせていただく機会をつくっていただきまして、ありがとうございます。公立学校と国立学校の施設整備に関するPFIの導入の状況について、お手元の資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、資料の前半は公立学校についてでございますが、1ページにありますように、公立学校については、耐震化、老朽化、その対応というものが大きな課題となっております。

耐震化につきましては、特に効率的に安全を確保するため、建て替えるのではなく補強して耐震性を確保しようといった方針となっております。その際、限られた予算で着実な整備を効率的に実施するというところで、一部にPFI手法を導入しているというところでございます。

運営面では、一番下に書いてございますけれども、維持管理については植栽・清掃・警備、運営については給食業務等をPFI事業として実施することができると考えております。

2枚目に移りますが、これまで文部科学省では、平成15年4月からマニュアルを3つほど作ってきております。まず全体のもの、それから、ほかの公共施設との複合化の場合の手引、更に耐震化に特化したマニュアルでございます。これを使いまして普及啓発活動を

するとともに、P F I 事業についても、施設整備費について国庫補助をしているということでございます。

これまで 38 事業の P F I が実施されておりまして、耐震補強を含むものは 3 事業、耐震補強だけの事業も 1 事業あるといった状況でございます。

3 ページに、地方公共団体から聞こえる主なメリットといたしまして、これは御案内のとおり、財政支出の縮減、平準化、民間事業者のノウハウの活用、複数事業を一度に実施できる、そういったものが聞こえております。

4 ページでございますが、しかしながら、課題もあるということをお説明申し上げます。まず、上から 3 つのことにつきましては、コスト縮減の観点からでございますけれども、小中学校では、運營業務の委託範囲が限られます。こういった部分に民間事業者は強いと思われませんが、利益に結びつきにくいということ。

それから、規模が大きくなると参加者が非常に少ないということでございますけれども、小規模な自治体では予算規模が小さいというものがございます。

それから、耐震補強事業の場合は、そもそもの事業規模が小さいということで、1 棟耐震補強しますと、せいぜい 5,000 万円程度の金額になります。1 件では当然、適切な規模になりませんので、ほかの改築事業と併せて行う、あるいは補強だけにつきましては、たくさん数を集める、そういったことがないと V F M が出にくいという問題がございます。

それから、次の観点でございますが、地元の中企業が潤わないと書いてございますが、地方公共団体としては地元の雇用創出等につながるものを事業としておこしたいということでございます。

それから、一度にたくさんの事業を行えるわけでございますが、事業実施までの手続期間が長くかかるということがございます。

続きまして、契約段階で検討になかった事項への対応。学校は未来永劫教育が行われるわけでございますので、途中段階での運営期間中の状況の変化に対応することができるかどうか不安が残る。児童生徒が減少する場合もございます。

それから、運營業務を委託する場合には、学校に慣れた事業者でないと利用者のニーズを満たすことが難しい。

以上の課題の声を聞いているところでございます。

次のページでございますが、これは実例でございます。京都府京都市が 4 校の耐震補強を一括して P F I 事業とした例でございます。耐震の診断、第三者機関の判定取得、工事、その後の維持管理業務、こういったものを含む P F I 事業でございます。事業期間は 6.5 年と短期間であるのが特徴でございます。

この背景といたしましては、青いところに課題として書いてございますが、工事の長期化、大規模な仮設校舎が必要であると従来考えられたものを束ねて P F I 事業にすることによりまして、一番下の黄色いところでございますけれども、既存校舎を活用しながら、つまり、仮設工事が要らなくなったとか、一番下でございますが、4 % の V F M が発生し

たという効果が得られた事業でございます。

こういった例を考えますと、6ページでございますが、まず、京都市では、PFIに関する過去の経験がありまして、発注者側のノウハウがあったということ。それから、多くの耐震化を一括、短期間で実施したいというニーズがあったこと。それから、通常の方法による耐震補強では値段が高いということもあり、ノウハウを活用したいということ。こういう条件がそろっていたということでございます。

それを今後の展望ということにして考えてみますと、少し重複はいたしますが、複数の建物を増改築、あるいは多くの学校の耐震補強を一括して行う、そういう相当な事業規模があつて、そのほかの条件も整っている場合に効果があることを、今後、地方公共団体が取り組みやすくなるように、国として適切な支援を行っていくということを考えているところでございます。

7ページからは、国立大学法人等の施設でございます。こちらも国による施設整備の補助を行っておりますけれども、国の補助によるPFI事業、それから、国立大学法人自らが主体的に行うPFI事業があるわけございまして、これまでに31事業行ってきております。内訳はその下に書いてあるとおりでございます、これまでのところは教育研究施設本体を行っている例が多うございます。

事業方式は、そちらにありますように、BTO、BOT、そして改修の場合のRO、それぞれ数がございます。

これまでの取組みといたしましては、平成12年度から検討を開始し、平成15年に初めてのPFI事業、最初から14事業実施したところでございますが、その後、成果の検証を調査研究しているというところでは、

8ページでございますが、今後の展望といたしましては、まず、PFI事業の現状といたしまして、国主導によるPFI事業は、現在、施設整備の予算に占める割合が相当なものになってきておりまして、これ以上、新規事業をどんどん実施すると、後年度における財政の硬直化を招く恐れがある、そういうところまで来ていると考えております。

そういうことございまして、新たな整備手法によるPFI事業の促進を今後は中心に考えていきたいというものでございまして、一番下にありますように、学生寄宿舍、駐車場、福利厚生施設、産学連携施設等、一定の事業収入が得られる独立採算性の高いPFI事業を促進するというのを考えております。

9ページ以降は実例でございますが、まず、東京大学のプロジェクト研究推進型PFIでございます。模式図がございまして、色分けになっておりますが、事業者の独立採算による民間収益施設、同じく独立採算によるレンタルラボ、大学の自助努力による基礎的な教育研究部分、自助努力というのは寄附等でございます。それから、黄色い部分、国費による従来型のPFI事業。こういったものをすべて含んだ事業ございまして、事業規模としましては2万6,000平米、昨年度末に契約を締結いたしまして、供用開始が2年後の4月を予定しているものでございます。

最後の10ページでございますが、こちらはPFIというよりはPPPと分類した方がよろしいかと思っておりますけれども、単独の事業者と契約いたしまして、宿舎を整備するというものでございます。こちらにも模式図にありますように、事業者が完成した寄宿舍を寄附していただきまして、それと同時に建物の賃貸借契約を35年間結ぶということでございます。事業者は、この期間に入居者からの家賃をいただいて施設整備費の償還に充てるといった事業でございます。供用開始は今年の9月を予定しております。

説明は以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省の伊奈川参事官より御説明をお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

お手元の資料2「厚生労働省におけるPFI事業の取組状況について」というタイトルの資料に沿って説明をさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきますと、1ページになりますけれども、PFI事業への取組状況ということで、私どもで所管をしております水道施設、医療施設、社会福祉施設につきまして、現在の状況を総括しておるところでございます。

まず、水道施設の関係でございますけれども、PFIができて、その後、特に水道施設の整備について補助の対象にするということで、後ほど御説明いたしますけれども、現在7件事業が導入されているところでございます。また、こういった補助金以外につきましても、水道事業におけるPFI導入検討の手引きというものを策定いたしまして、それを水道事業者に対して配布をしているところでございます。

次の医療施設関係でございます。これにつきましては、医療施設整備につきまします補助の対象としているところでございまして、現在、10施設についてPFIを導入している、あるいは計画をしているといった状況でございます。また、この関係についてもガイドラインを既に策定をしているところでございます。

社会福祉施設関係でございますけれども、いろいろと地方分権の関係で補助制度は変わっておりますけれども、補助の対象にするということで、ケアハウスを中心としまして、8か所PFIが導入をされているところでございます。また、この関係についてもガイドラインを既に策定をし、配布をして、それを普及しているといった状況でございます。

次の2ページでございます。自治体における、特に予算措置の状況でございますけれども、水道関係につきましては、これは内数になりますけれども、全体で469億円ちょっとの補助事業の規模でございます。

また、医療施設の整備の関係の補助金でございますけれども、これは医療の供給体制、特に地方公共団体において、例えば、今、いろいろと問題になっておりますような僻地の対策、公的にやっていかななくてはならないような事業に対して助成を行うということでございまして、その規模は4億5,000万ぐらいという状況でございます。

また、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、三位一体以来の補助金見直しの関

係で、現在、このような形になっておりまして、市町村に対しまして、特に地域密着型の介護の拠点整備をするとか、あるいは先進的な、いろいろな事業に対して交付金を交付するといったことを中心としておりまして、以前のような福祉施設に対する補助制度とは大分状況が変わってきております。金額的に言いますと 263 億円といった規模でございます。

3 ページになります。水道の関係の導入状況でございます。これを見ていただきますと、特に都市部、東京でありますとか、神奈川、埼玉、千葉、愛知、横浜といった大規模な水道事業者を中心に P F I が導入をされているという点に特徴があるかと思えます。また、その事業内容に関して言いますと、電力、蒸気供給といったような、特にコージェネのような関係でありますとか、あるいは脱水ケーキとか、汚泥処理といったようなところで P F I が活用されているというのが現状でございます。

次の 4 ページでございます。医療施設の P F I の関係でございますけれども、トータルいたしますと、現在計画中の、これは別途ヒアリングがあったかと思えますけれども、福岡市のものを含めて 13 といた状況でございます。一番先行してございましたのは高知と近江八幡でございますけれども、これらについては既に契約が解除されているということでございまして、この 2 つの先行事例について言いますと、いろいろとノウハウが不足をしていたとか、あるいは事業者と発注者との間のリスク分担があいまいだったとか、あるいは人件費率が高く、建設投資に多額の資金を投入をしたといったことで、このようになった経緯がございます。

それ以外のものといましては、八尾市の市立病院の関係でございますけれども、こちらは施設の維持管理、運営といったことで、給食であるとか、あるいはいろいろなシステム関係とか、そういったところを P F I によって行っていくということで、これは既に 16 年から供用開始、そして現在に至っているということでございます。

それ以外の供用開始しているものといましては、島根のこころの医療センター、精神の関係の施設でありますとか、あるいは東京都の多摩広域基幹病院、小児総合医療センターといったものがございますけれども、それぞれ平成 20 年、あるいは 22 年といったことで、割と最近ということでございます。

それ以外のものも東京都関係でございますけれども、また、それ以外の自治体の病院の関係、あるいは国立のものも挙がっておりますけれども、これらは今後、供用が開始されるという状況になっているということでございます。

最後、5 ページになります。社会福祉施設関係でございます。こちらの関係では、一番先行いたしましたのは東京都の杉並区でございます。平成 14 年、新型ケアハウスの実施方針を公表し、平成 18 年に運営を開始するというところでございます。それ以降、千葉県の市川市はやはりケアハウスとかデイサービスの関係でございます。あるいは愛知の高浜市はケアハウス、そして東京都の中央区において、やはり高齢者関係の施設でございます。

6 ページになりますけれども、福井県の鯖江市でケアハウス、そして山口県、合併しまして山陽小野田市になっておりますけれども、やはりケアハウス、デイサービス。そして、

最近の例としましては、中野区の江古田の森の保健福祉施設ということで、いろんな施設を総合的に提供するというところでの事例が出てきておるところでございます。

そういうことで、全体といたしましては、水道、医療、福祉関係ということで、民間のいろいろなノウハウを活用して、従来ですとかなり公的な色彩が強かった分野について、いろいろな事業の合理化、健全化を図っていくといったことで導入をされているところがございます。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省の斉藤課長、濱邊課長より御説明をお願いいたします。

○経済産業省 それでは、経済産業省から御説明させていただきます。

経済産業省は工業用水を担当しておりますので、本日は主に水関係の部分を中心に御説明いたします。現状、課題、最後に、もう少し広い範囲、PFI全体を含めまして、民間ファイナンスの在り方について、現状、あるいは今後の提案等について簡単に御説明したいと思います。

まず、1ページでございます。工業用水ということでございますが、これは水道と非常によく似た設備でございます。川から水を取ってきて、浄水場できれいにして、そしてユーザーに配っていくというものでございます。

工業用水道事業につきましては、民間事業者も対象となっております。事業を行うことができることになっているのですが、右側でございますとおり、実態上は150事業者のうち148が地方公共団体が実施しているということで、民間がやっている例はやや特殊な事例に限られているというのが現状でございます。

2ページでございます。現状でございますが、工業用水道事業は、水道もほぼ同じだと思いますが、非常に老朽化施設が今後増えてくる、更新需要が来るということでございます。左図、ちょっと小さくて恐縮ですが、1960年代の高度成長時代から管が敷設されておりまして、40～50年たつて、いよいよ更新の時期を迎えるということで、今後、これの需要に対する対応が非常に重要になっていくということでございます。

それから、左下でございますとおり、地方公共団体の職員の年齢構成でございますが、50代以上の方が非常に多いということでして、あと10年ぐらいでかなり人員が減っていくという状況でございます。こういう点を踏まえまして、PFI、PPPというものを積極的に推進していく必要があるかと思っております。

なお、施設の更新につきましては、我々の試算では、工業用水道分野だけでも今後年間700～800億円ぐらいはかかるのではないかと見ておりまして、水道も含めると、かなり大きな更新需要が出てくると考えております。

続きまして、3ページでございます。これは現状を表にまとめたものでございます。PFIについては、工業用水の分野におきましては、上でございます2施設のみでございます。これは水道事業との兼用の事業でございます。その他のものがございまして、数が多

いのが包括委託といったものでございますが、これは主に浄水場の包括的な運転委託といった形で、これは数多く出てきておりますが、これ以上先進的なものになりますと、まだまだ進んでいないというのが状況と見ております。

5 ページ、個々の例について簡単に御説明させていただきます。P F I の事例 2 件でございます。これは水道の分野と共同でやっているものでございまして、埼玉県浄水場の排水処理ということで、本来の水を供給する部分からやや横になります、水から出てきます汚れを処理するという施設でございます。金額的には結構大きな、240 億という金額が出ております。こういう形で進められているということでございます。

6 ページは、同じように愛知県でございます。これもやはり排水処理施設ということで、この辺が中心に P F I が進んでいるものでございます。1 件 1 件は、浄水場が小振りということもございまして、県の方では、右側の図にございまして、幾つかくくって同時発注を行っております。現在、真ん中の赤いところ、1 例目を事業化、発注済みでございまして、今後、更に 2 か所事業化していく予定となっております。

めくっていただきまして、7 ページでございます。工業用水道事業におきましては、水道と同じように指定管理者制度というものがございます。これは、運営をかなり大がかりにお任せするというものでございます。余り設備更新というイメージではなくて、どちらかという P P P という観点が強いかと思っておりますが、これは秋田県で既に行われております。浄水場の包括委託は非常に進んでいると先ほど申しましたが、指定管理者になりますと、全体、特に管がよく事故を起こす可能性もあるということで、その部分までケアをしなくてはいけないということで、本当に受け手が出てくるかという議論があるところですが、秋田県においては民間事業者の方が積極的に行っておられます。

ただ、下の方でございますと、指定管理者制度は大きく、利用料金制度代行制というのでもございまして、現状はまだ代行制ということですので、料金の回収とか、その点はまだまだ県の方がやっているということで、指定管理者制度の完全な形まではまだないと考えております。

それから、8 ページでございます。これは参考という形で出させていただいております。水道の専用事業でございますので、あくまでも参考でございますが、これは横浜市で非常に大きな浄水場の案件を P F I でやられたということで、かなり有名な案件でございます。

次に、9 ページでございます。これは前回、国土交通省の御説明の中で、コンセッション方式を進めていきたいというお話がありましたが、水道ではまだ事例は出ていない中で、1 つ検討されているものがございます。1 年後を目指して、兵庫県加西市で今、検討しておりますが、最終的にコンセッションでやるかどうか、まだ完全に決まっていらないということですが、現状、これを目指しているというものでございます。ただ、この市の人口が 4 ～ 5 万ということで、それほど大きくないということもあって、どの程度の V F M が出るかとか、若干まだ議論があろうかと考えております。

それから、10 ページでございます。以上の観点から見て、課題でございます。前回、国

土交通省からも幾つか課題が提出されておりましたので、重なるところは省略しております。例えば、契約に関して対話方式を推進していくとか、SPCに対する二重課税の問題とか、既に述べられましたので、そのあたりは同じ問題意識を持っておりますが、今回は省略させていただいております。

まず、1番目、税制等の課題でございますが、これはよく言われているとおり、事業者が持つと、固定資産税、不動産取得税、さまざまな税金がかかるという問題がございます。特に水の場合は、占用料というのが別途ございます。これは道路の下を管が通るときに料金を払わなくてはいけないというものでございます。これも自治体の対応によっては無料化も可能だと考えておりますが、利用料を取られる可能性もあるということもあって、今の段階では、さまざまな税制も含めると、地方公共団体が施設を保有する方がかなり有利かなという気がいたしております。

それから、2番目が事業運営リスク。特に工業水道事業の場合は、水道以上にリスクがあろうかと思えます。ユーザーの数が限られていますので、大きなユーザーがもしいなくなれば、一遍に状況が悪くなるということもございます。そういうこと等踏まえると、景気変動の影響も受けやすいというような、いろんな点がございますので、PFIでやっていく上では、官民間のリスク分担の明確化というものも非常に重要であると考えております。

続きまして、11ページでございます。資金調達の問題でございます。これは後ほどもう少し詳しく御説明させていただきますが、現状では自治体が資金調達した方が有利という点が強いと思えます。国からとか、特に補正予算など組まれて、地方債を発行したのに対して、様々な補助がされる可能性がございますので、そのあたりも含めると、民間よりも現状有利かなと。また、年金資金等の長期の安定的な資金も、国債とか地方債を買う方に今、向かっておりますので、このスキームを官民一体となって回してしまっているという感じがあるのかなという気がしております。この辺を変えていかないと、民間資金というものが直接的にPFIに入っていくのはなかなか難しいのではないかと考えております。ただ、そのためにはある程度数が出てこないといけないという、やや鶏と卵のような議論があろうかなと考えています。また、先ほど厚労省からお話がありましたとおり、私どもは補助金を出しておりますが、これにつきましては、PFIについても対象となるようにはしております。

4番目といたしまして、人員体制を含めた問題でございます。水道事業、工業用水道事業は自治体の企業局とか水道局といったところが行っております。ここは非常に専門的色彩の強い部署でございます。独立採算性を取っているということもありまして、人事交流が少なく、同じ部署で人員が回っておられるということが多くて、そういう観点を含めると、徐々に委託の量を増やしていくという段階的な手法はとりやすいのですが、コンセッション等、大規模に一遍にPFIとなりますと、人員の問題が出てきますので、職員の処遇の検討が必要と考えております。

5番は、国土交通省も発表されておりましたが、特に小規模な自治体等においてはノウハウがないということで、何らかの形で、これは公がやるか民がやるかという議論はあるかと思いますが、支援機関の整備といったものが必要なと考えております。

それから、12ページでございます。1つ観点を変えまして、国際展開という観点から御説明したいと思っております。ちょうど1週間前に報告書をまとめさせていただきました。これは成長戦略の1つの大きな分野だと我々は見えておりますが、水に限らず、システムとして物を売っていかないと、今後、なかなか大きく海外の事業を取れないのではないかと考えてございます。特に水分野もその1つとして考えておりまして、現在、約36兆円の市場規模に対して、2025年には87兆円になると見ております。アジア、中東等、非常に注目される地域があるわけですが、その中で、左側に表がございますとおり、建設部門とともに運営部門が併せて非常に大きな市場規模になると見込まれております。

ただ、我が国は、そういう個々の施設に、膜とか、さまざまなポンプ等については非常に技術が優れておりまして、世界的にもトップシェアを持っている企業がたくさんあるわけですが、残念ながら運営の部分が、国内、水で言えば、自治体がやっているということもあって、その部分が実績がないために、システム全体としての入札に参加できないということがございます。したがって、最終的には膜とか機器を売るだけの、もうけとしては小さくなってしまおうというのが大きな課題と言われておりまして、今後、我が国は、運営も含めたシステム全体を売り込んで、それを取っていかなくては飯が食えないのではないかと議論が非常に強く出ております。

では、そのために何をしたらいいかということで、幾つかあるわけですが、右下にありますとおり、行動計画といたしまして、大きく2つあります。1つは、ここに書いていないのですが、海外の会社と組むなり買収するという方法もあるわけですが、それを除きますと、日本企業だけでやるといたしますと、1つは、PFI、PPP制度、まさにこの議論で、それを大きく開放して、国内で民間事業者が運転部分についても十分な実績、管理を積んで、その実績を持って海外に進出していくというのが1つの方法と思っております。

もう一つの方法といたしましては、自治体の職員が自ら出ていくということがございます。これにつきましては、東京都とか、大きな自治体においては、最近、非常に前向きに対応されようという動きが見られております。ただ、地方公務員という身分もありますので、その辺、どういうふうに関後、緩和していくか、これもまた別途検討されているとは聞いておりますが、この両者が両輪となってやっていく必要があるのではないかと我々は考えております。

続きまして、民間資金導入に当たっての検討事項につきまして、追加の補足について、御説明させていただきます。

○経済産業省 産業資金課長の濱邊でございます。

手短かに御説明いたします。民間の資金、特に金融投資家、機関投資家や企業年金、こういった資金を集めるために、考えなくてはならないことが4つほどあるのではないかと考

えております。1つは事業の経済性の担保、2番目が経済性について透明性を持って、これを開示していくということ、3番目が投資資金の譲渡可能性。4番目が幅広い民間資金を集めるためのビークル、その4つほどを考えております。これは13ページ、14ページ、見開きで書かせていただいております。

1つ目の事業の経済性の担保ということで行きますと、一般事業と異なって、PFI事業は高い公共性を持っておりますので、そうした意味で一定の事業収入を保証するような仕組みが必要ではないかというのが1つ目であります。

2番目に、公的機関が主体となる場合と、民間企業が主体となる場合で税制上の扱いを同じにしていけるべきではないかという点でございます。

3番目に、コンセッション方式ということを経験する場合には、事業権というものをきちんと法体系とか会計制度の中で位置づけていくことが必要だと考えられます。事業権、例えば、償却期間をどのように設定するのかなどが会計処理上明確になっておりませんので、こうした点が必要ではないか。また、事業権の経済価値を評価するプロセスも必要であろうと考えられます。

2番目に、金融投資家を引きつけるためには、やはり事業の経済性について透明性がなくてはならないということで、投資家が閲覧できるような会議資料が必要であろうと考えられますし、その開示、ディスクロージャーについてのガイドラインも必要ではないかと考えられます。また、SPCが外部機関から格付を取得していくことも有効であろうと考えられます。

3番目ですけれども、資金調達における自由度の拡大と書いてありますが、PFI事業は非常に期間が長いということですが、民間の投資家が20年、30年、あるいは30年、40年といった長期間、継続的に資金を固定するのはなかなか難しゅうございますので、まず、エクイティの調達については、PFI事業者の構成員が持分売却を認めるということで、金融投資家が肩代わりできるような仕組みにしていく必要があるのではないかと。その場合、事業の最終責任と、金融投資家の責任を区別していく必要があろうと考えられます。

デット調達なんですけれども、これも事業期間中に銀行の借入を借換えしていく柔軟性を持たせるですとか、あるいは金融機関が債権譲渡を行えることも必要だろうと思います。それから、公共主体からPFI事業者にサービス対価が支払われる場合に、PFI事業者から金融機関への債権譲渡を認めるですとか、あるいは公共から金融機関に直接サービス対価を払ってしまうと、こういった仕掛けも諸外国では行われているようですので、検討する余地があるのではないかと思います。

4番目に、幅広い資金を導入するためのビークルということで、SPCへの投融資を束ねることで、投資商品、いわゆるファンドを組成することも考えられると思います。特に上場商品を扱う場合には、現在、不動産REITについてはREIT投資法人の仕組みがあるわけですけれども、これはPFIとかインフラ事業が対象になっておりませんので、こうした仕組みを参考に、今後、PFI、PPPのための投資法人のような仕組みを考え

ていく必要があるのではないか。また、個人金融資産を活用する観点から、投資家への優遇税制も検討する必要があるのではないかと思います。

これは資料には書いてございませんけれども、要するに、金融投資家を動かすには、国内に経済性のあるプロジェクトが一体どれくらい出てくるのかと、ボリュームが示されませんと、なかなか機関投資家の方もお金を動かそうとしないのではないかと考えられます。海外のPFI、PPP事業は非常に規模が大きいと言われてはいますが、国内でも一体どれくらいの事業規模が今後出てくるのかということも明確にお示しいただけますと、企業年金とか、機関投資家の動きも出てくるのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのお3方の御説明を踏まえまして、これから議論に移りたいと思います。御意見、あるいは御質問等ございましたら、どなたでも結構でございますので、どうぞお願い致します。A専門委員どうぞ。

○A専門委員 ありがとうございます。

最後の民間資金導入に当たっての検討事項ということで、13ページ、14ページに青い四角でまとめられたところ、本当に一覧性で今後の課題が明確になって、すばらしい資料ではないかと思います。既にこういう議論がされているということは、今後のPFIの発展にとって非常に重要ではないかと考えます。

資料1の最後の10ページに、横浜国立大学の民間事業者と連携した宿舎整備ということで、独立採算性のものが実例として出てきているんですけども、文部科学省の10ページと、経済産業省の13ページ、14ページと重ねて見ますと、もう既にこういう独立採算性の事業の萌芽が着実に出てきているような気がいたします。これは文部科学省への御質問なんですが、10ページの大学の案件において、(1)の経済性の担保とか、事業の実績開示とか、資金調達による自由度とか、幅広い民間資金の導入とか、この辺のところの配慮はどんな感じで進められたんでしょうか。例えば、経済性の担保については一定の事業収入の保証があるとか、あるいは資金調達を容易にするために、将来、あるいは現在においてもサービス対価の譲渡を認めるとか、何か、そういう仕組みは導入されていらっしゃるんでしょうか。

○文部科学省 これは横浜国立大学が事業の実施主体となっているものです。横浜国立大学は、最初の段階で、どういうスキームがあるかということを公募し、その結果の1つとして、こういう方法が提案され、内部の選定委員会で検討した結果、このような方法を採用したということです。経済性の担保のところは課題であり、特に相手は学生なり留学生なりが入居するので、あまり寮費を高く設定できないという状況も1つございました。そういう状況の中で、いろいろ検討した結果、事業者を決めてから、事業者と相談をしつつ、事業期間を少し延ばしてみたりしながら経済性を担保してきたという話は聞いております。

それから、ここにも書いてございますように、負担つき寄附という方式を採用しており

ます。事業者が建設をして、それを大学に寄附して、寄附すると同時に運営を35年間委託するという方法になっているんですが、この方式についても、どんな方式がいいかということも検討して、このような方式になっているということでございます。若干申し上げますと、大学の所有権になっておりますと、固定資産税等が非課税になりますので、そういうこともいろいろ勘案しながら、こういう方法を採用したと聞いております。

それから、負担つき寄附という方式を用いている関係上、いわゆるプロジェクト・ファイナンスのように建物を担保として金融機関から長期借入れを行うことはなかなかできづらいでございます。そんなものですから、企業内の自己資金を活用して、こういう方法を提案したということで、この方法が爆発的に広がるかということ、自己資金を持っているところに限定される方法と考えております。

以上でございます。

○渡委員長 よろしゅうございますか。

B委員、どうぞ。

○B委員 今のとちょっと関係しているんですけども、私も横浜国立大学の例は非常に面白い、大変興味深い例だなというふうにお伺いしたんです。つまり、事業者の方としては、これ全体としてプロフィットセンター的に行動できるようなモデルではないかと考えたんです。そうすると、建てるるところと、またそれを一旦寄附して、35年間借りるということになるときに、どんなものを建てるかということと、それをどういうふうに運営していくかというところで、そこの連携といいますか、シームレスな考え方が事業者の方では必要になってくるのではないかと思うんですが、実際には、いろんな提案を受けて、一定の建物を建てて、それを選定するという段階でそれが断絶してしまうようなことにならないか。ですから、一旦この流れの、建てるるところから運営するところまでの効果的などいいますか、効率的な運営について、そこのところの契約の仕方、設計の仕方がすごく重要になってくるのではないかと思うんです。

その意味で、PPPの例だということなんですけれども、PFIの場合にも、事業者のメリットをいかに確保していくかということと、事業者のメリットを生かした形で、大学の方が更に恩恵を受けるという形にしていくことが必要だと思うんです。そういう全体のスキームについての構想といいますか、設計思想みたいなものがもともとあったのか、これからそういうことを考えていかなければいけないのか、もしその辺の御説明をいただければ、御説明いただきたいと思います。

○渡委員長 どうぞ、ご回答願います。

○文部科学省 これは、先ほど申し上げましたように、学生宿舎及び職員宿舎も入っておりますけれども、こういうものを何戸建ててほしい、そのためにはどのようなスキームが考えられますかということ、事業者に対して公募しました。実際には、今、横浜国立大学が採用している負担つき寄附の方法ですとか、事業用借地権を活用するような方法、その2つが提案されまして、どちらがいいか、長期的な、経済的なことも含めて検討しま

した。主には、どちらが学生の宿舍料が安くなるか、あとは、どれだけのニーズがあって、稼働率を確保できるかといったことを、事業者と大学で話し合っ、事業者を決定した後、事業者と相談しつつ、先ほど申し上げた事業期間も含めて検討していった。ですから、最初からこういう方法で実施するというわけではなくて、公募して事業者を決めてから、いろいろやりとりしながら、こういう方法を採用したと聞いております。

○渡委員長 よろしゅうございますか。

C委員、どうぞ。

○C委員 厚生労働省に御質問ですが、今、どういう分野でどのような案件があるかという、導入状況について御説明をいただいたんですが、事実のみならず、今までの成果についてどのように分析、評価をされ、そしてそれを踏まえて、今後どのような方針を持っていらっしゃるかということについてお伺いします。

特に、先ほど経済産業省の方からはご説明がありましたけれども、どれぐらいのボリュームをこれからPFIとして進めていこうとしていらっしゃるか、メッセージを送るためにも必要だというお話がありましたけれども、厚労省として、例えば、水道、医療、介護、福祉といった分野で、それぞれどれぐらいのPFI、もしくはその他民間資金、民間のノウハウの活用等を考えていこうとされているのか、ということです。

特に水道、水分野が将来的にも世界で極めて大きな市場になり、そこで日本の企業、あるいは日本の国として活躍できる可能性が非常に高いというお話をされましたが、これまでは、行政が運営主体としてやってきたという現実があります。民間が経験を積んでいくことが必要だとおっしゃるのであれば、そのために、今後どのような方針を持って、厚労省として民間のノウハウの蓄積や海外進出をサポートしようとしているのか、この辺りについてお話を伺えればと思います。

○厚生労働省 ありがとうございます。

水道の話は後で申し上げることといたしまして、これまでをどう評価し、今後どう対応していくのかという点でございますけれども、結論から言いますと、PFIというのは、今まで、特に医療、福祉という分野においては、公が担う、さもないければ、せいぜい社会福祉法人といったような、割と公的な形で行われてきた分野でございます。そういう中に、非常に新しい選択肢を提供する仕組みが入ってきたということで、その点については非常に評価をしているところでございます。

そういう中で、私どもが所管しております福祉でありますとか医療、特に今回ごらんになっていただいているように、地方自治体の病院というのは、自治体が主役である。究極的には地域の住民の方が主役になっている分野でございます。そういう点から言いますと、自治体のいろいろな判断、選択というものを尊重していく。そして、私どもとしては、そういうものをいろいろな補助だったり、あるいは交付金という形でサポートしていく、あるいはノウハウが足りないということでありましたら、そういうところをサポートしていくということが基本なんではないかと考えているところでございます。

これまでのいろいろな教訓でありますとか、課題ということに関して言いますと、それぞれ事情を異にする面があるのではないかと思います。先ほど少し申し上げましたけれども、医療に関して言いますと、非常に大きな日本の医療制度の中で、いろんなコストというのが、診療報酬でありますとか、社会保険、そういうもので賄われている分野である。そういう中であって、医療の運営にPFIを導入するということでもありますし、また、病院経営自体について言いますと、今、自治体病院の赤字問題などがあるということでもありますので、今、長期にわたって、どういう手法が一番いいのかという視点が必要になってくる分野なのかなと考えております。

あと、水道関係について言いますと、先ほど経産省からお話がありました課題と大体似たようなものを感じておりまして、例えば、民間企業の場合でありますと固定資産税の問題があるとか、あるいはSPCの収益に対する法人税関係の課税の問題といったような課題があるのかなと考えているところでございます。

福祉関係について言いますと、特に介護関係について言いますと、例えば、地域密着のサービスの増やしていかななくてはいけないという中で、医療などと比べても非常に小規模であるといったところに特徴がございます。そういった中でPFIをどう活用していくのかという点で、PFI以外のものも含めて、自治体においてよく検討していただく必要があるのかなと感じております。

あと、水道に関して、厚労省としてどう世界に向かって展開していくのかという点に関しましては、今日、経産省から説明があったとおりでございまして、実は、私どもの方でも成長戦略ということで、医療であるとか、福祉、この分野のいろいろな成長戦略を検討しておりますけれども、その中の1つが水道でございまして、これに関しましては、私どものみならず、経産省初め関係省庁と連携をしながら、この分野の世界に向けての展開をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡委員長 C委員、どうぞ。

○C委員 具体的に民間が水道の運営管理の実績を積んでいくという観点からすると、今の法制度の下でできるのか、規制緩和ということも含めて、今後どのようなことが必要であると考えていらっしゃるって、世界を対象に考えた場合に、何をされようとしているのかということをお教えください。

○厚生労働省 担当を呼んでおります。よろしければ、水道の方の担当から答えさせていただきます。

○厚生労働省 水道課でございます。

法制度的には、水道事業、先ほど工業用水道の事業でもお話があったとおり、民間自体が主体で事業認可を取って事業をすることができるようになっておりますし、水道法自体の中にも、主体は公共に置きながら、包括的な委託をするような制度もありますし、制度的な民間開放のものは既に準備はしているという認識でおります。

あと、P F Iであるとか、民間の動きの中で、今の実態、水道事業のP F Iの案件を見てみますと、水道事業者そのものにノウハウがないもの、この分野について、いわゆるD B O方式のようなやり方をしながら、資金調達も併せてお願いするというようなやり方がP F Iの主体となっております。結局のところ、地方公共団体が資金調達を考えるときに、地方債との関係は切っても切れない問題でして、今の調達金利等を考えますと、地方公共団体が地方債で調達する方が有利なことが多い。それを超えた形で、何か技術的などあるとか、後ろ側の提案があれば、それがP F Iの形で出てきているというのが現状であろうかと思えます。

将来的な問題はともかくとして、これまで水道事業自体は、やはり水道事業者であった地方公共団体、都道府県であるとか、市町村が、いろんなノウハウ、いろんなシステム設計を内政でやりながらやってきた実態ですので、これをすぐに民間事業者に肩代わりするという状況にはなかなかないのではないかと。今後の民間事業者のいろんな提案力と、地方公共団体の対話の中で、いわゆるP P Pを熟させることでこの分野は進んでいくものと認識しております。

○渡委員長 D 専門委員、どうぞ。

○D 専門委員 今のお答えで、よく分からなかったところがありましたので、再度質問させていただきたいんですが、実際のP F Iの事業の主体は、ここではほとんど地方公共団体でございます。そうすると、省としての直轄の事業はここにはないと思うんですが、これらのP F I事業というのは、例えば、施設整備であろうが、公共サービスの提供であろうが、あくまでも公共工事として、あるいは公共事業として直轄でやるのか、あるいはP F I、P P Pというようなやり方でやるのか、P F Iを使うということは、地方自治体にとっても1つの方法論でしかないと思うんです。そうすると、地方自治体がP F Iを活用することに対して、例えば、自治体に積極的に活用しましょうよという、省としてP F Iの導入を地方自治体に対して促進するような御方針があるんでしょうか。

○厚生労働省 勿論、P F Iを推進するということに関しては、この制度ができて以来、我々としては積極的に考えているところでございます。ただ、実際、どういう手法を取られるのかと言いますと、必ずしもP F Iだけではない手法があるわけでございます。例えば、病院で言えば独法でありますとか、あるいは福祉関係であれば民営化とか、いろんな手法がありますので、私どもの方で一方的にどのやり方をしろというのは、特にこういった医療、福祉関係の分野は地方分権の考え方に沿ってやってきておりますので、私どもとしては、それを側面からサポートしていくのが基本ではないかと考えております。

○渡委員長 D 専門委員、どうぞ。

○D 専門委員 そうしますと、各自自治体なり、事業主体としての独自の判断があって、その結果として、こういうP F Iの実績が積み上がってきただけであって、P F Iの導入、促進に対して、何らか所管の中央省庁として指導的なことをやられているわけではないかと思えます。

同じく文部科学省、経済産業省の今の御説明を聞いても、実際にやられている主体は地方自治体であって、直轄ではないんだと思うんです。そうしますと、同じ質問をさせていただきたいんですが、文部科学省、経済産業省様の方で、PFIの導入の促進に向けて、各自治体なり大学法人なりに何らかの指導的なものを与えているのか、そうではなくて、たまたま各自治体なりがやった結果がこういうふうになっているということであるのか、その辺、ちょっとお聞きしたいんです。

○渡委員長 どうぞ、ご回答願います。

○文部科学省 まず、文部科学省でございますが、地方公共団体が御判断いただいてPFI事業にするかどうかというのは、そのとおりでございます。ただ、文部科学省として、今、喫緊の課題である小中学校の耐震化でございますが、これは一刻も早く完了させたいという事情がございますので、そのために効率的にPFIが使えるのであれば活用させていただきたいということでマニュアルを整備しているといった状況でございます。

○経済産業省 経済産業省でございます。

私どもの役所は民間の活力の活用というのは全体的にどんどんやっていかななくてはいけないという立場にあると思っておりますが、正直申しまして、工業用水道事業は私どもの直轄事業ではないということもございまして、地方自治体等に対しては、今の文科省と同じように、マニュアル等の作成、あるいは事例の紹介等々になっているというのが現状でございます。今までの努力が足りなかったと言われればそれまででございますが、今回、この場で、資金調達の問題とか税制の問題となりますと非常に大きな問題になりますので、そこを含めて、是非とも突破していただければと考えております。

○渡委員長 E専門委員、どうぞ。

○E専門委員 水道に関しまして、民間への第三者委託、包括委託ということは法律上もできると認識しています。資料にあります加西市の水道のコンセッションは施設所有をしたまま事業権を譲渡というふうに市の方で検討されているみたいで、更新してもBTOで処理施設は加西市の方へ所有権が帰属して、それを新水道事業を、3セクでやるみたいですけれども、完全にこの会社が経営主体となってやっております。加西市の資料で水道法上のそれぞれの認可とか記載されていますが、先ほどのお話だと、コンセッション方式かどうかは別として、第三者委託によってできるとおっしゃっていましたが、これは現行法上でもできるという御認識なのかどうなのか、厚生省の方に教えていただければと思います。

○厚生労働省 加西市の例は、私どもが聞いている範囲ですと、第三者委託ではなくて、民間そのものが事業認可を取ってやられるということで、今までやっていた加西市の事業の廃止とともに、新しい施設投資も含めて、事業そのものを民間事業でやられるということですので、民間事業が新たに立ち上がるということで検討されているとお聞きしています。

○E専門委員 それで、配水管も含めた施設所有は加西市の方であって、民間はすべて借

りるだけですが、それでも問題ないということですね。資料3の参考2につきそれであれば、新しく水道事業者が、確かに水道法上の認可（⑤）というのが、SPC、3セクの方でできているみたいですが、サービス提供は利用者にして、利用料収入を得ていくということですね。事業権というかコンセッションですと民間事業者の側での減価償却をどうするのかなと思いますけれども、そこは厚生労働省の話ではないとして、少なくとも水道法上はこれで問題ないという御認識ですか。

○厚生労働省 もともと水道施設そのものを事業会社が所有しなければならないということは水道法で特に規定をしておりませんので、よく言う公設民営型です。加西市が譲渡した施設をもって民間企業がやるということで、水道法上は問題ないということで検討を進めております。

○渡委員長 津村政務官、どうぞ。

○津村大臣政務官 先ほどのD委員の御質問とちょっとかぶるつもりでお話をするんですけども、各省庁ごとに地方公共団体に対して、アドバイスをどれだけできているのか、あるいはある程度受け身になっているのか、先ほどそんな話もあったわけですけども、前回でしたか、山形の方の市が来て、地方公共団体としての成功事例をいろいろ視察を受入れして、横の共有をしていますよというお話があって、だとすれば、もう少し政府としても応援できないかということがこの資料4なんです。「地方公共団体向けのデータベースの供用開始について」というもので、各地方公共団体ごとにお互いにアドバイスし合うということも勿論すばらしいと思いますし、各省庁ごとに、各省庁の視点から、地方公共団体とのコミュニケーションを取っていただく、それもすばらしいと思うんです。やはり縦割り、横割りにならないように、ワンストップの窓口がどこにあるのかということをもし考えるとすれば、多分、今、余りないからこそ、PFIの専門組織をつくるべきだとかいう提言がときどきあるわけですし、それも場合によっては成長戦略に盛り込んでいけばいいとも思うんですが、現行の枠組みの中で、運用として何ができるかということを見るとすれば、まさに私自身の膝元なんですけれども、PFI推進室の役割を、まだできることがあるのかないのか、皆さんから叱咤激励いただければと思うんです。

今、事務方にお聞きしたところ、8人スタッフがいて、出身省庁で言うと、国交省から来ていただいているのが4人、旧経済企画庁、内閣府が2人、弁護士が1人、仙台市からの出向の方が1人という具合で、もしかすると、経産省、厚労省、文科省との連携が、これ一事をもってできないとは思いませんけれども、まだ工夫の余地はあるのか、自分の中で答えを持たないまま、問題提起というか、疑問を吐露しているだけなんですけれども、内閣府のPFI推進室として、今、縦割り、横割りをなくすためのどういう工夫をしているのか、あるいはこれから政務三役が汗をかくことも含めて、どういうことを工夫していけばいいのか、さっき軽く質問しますよとは言っておいたんですけども、何か言えることがあったら教えてください。

○事務局 済みません。資料4にありますとおり、「地方公共団体向けデータベースの供

用開始」ということで、津村政務官の御指示に従いまして、地方公共団体のノウハウの共有のため、できることは直ちにやらせていただくということで、こういうことをやらせていただいております。地方の提言、ガイドラインにつきましては、集めるということですが、実は国の部分もございまして、国の部分については、実は私どものホームページにも載ってはいるんですけども、私どもの努力不足がございまして、若干情報が古いというところもございまして、総務省の通知等を載せさせていただいておりますが、それは平成16年、17年ごろということで、例えば、今日、御発表ありました文部科学省が、最近のガイドラインとか、取り組んでおられるものについての情報の掲載も十分はできていない。そんな状況でございまして、津村政務官からの御指示もありましたので、そういうことについて、まずは幅広く集めていきたいとも思いますし、実は去年も税制改正がございまして、例えば、文部科学省とか法務省からは非常に御支援をいただきまして、去年から連携をさせていただいておりますし、今年から国土交通省に一体的にやっておりますということもありますので、そういうことも含めまして、私ども御指示いただきながら努力していきたいと、そういうふう考えております。

以上でございまして。

○渡委員長 PFI制度の課題につきましては、この後のテーマでいろいろと議論させていただきたいと思っております。時間もまいりましたので、ヒアリングに関しまして、最後に1つだけ御意見・御質問をお受けしたいと思っております。

F 専門委員どうぞ。

○F 専門委員 ここで議論する問題ではないのかもしれませんが、先ほどの水道事業のコンセッション方式、事業権の譲渡という話ですが、現行の水道法のスキームは6条で確かに原則として市町村が経営するのですが、市町村以外の者も同意を得ればできることになっています。ただ、恐らくこれが想定しているのは、全域全部について民間がやるというのではないと思うのです。今回のやり方がよくないと言っているわけではないのですが、このような方式をするときに、現行の水道法がいまひとつ、本来ぴったり合うような法制度になっていないという問題はあるような感じがしますので、若干問題点として指摘させていただきます。

○渡委員長 いかがですか。

○厚生労働省 問題と言われたところがどこを指していらっしゃるのか、ちょっとよくわからないんですが。

○F 専門委員 それでは後でまた、法律と照らしながら。ここでは技術的で細かくなりますので。

○渡委員長 それでは、議論が尽きないところでございまして、次に大きなテーマも残っておりますので、ヒアリングに関する議論はこの辺りで終わりにしたいと思います。今回のヒアリング結果につきましては、論点を整理いたしまして、今後の当委員会での議論に生かしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。3省の方、あ

りがとうございました。

それでは、少々時間が押しておりますけれども、これから5分間、休憩に入りまして、10時25分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

○津村大臣政務官 3省の方に申し上げたいんですけれども、個別のそれぞれの独立したヒアリングとしては、私が遅れて申し訳なかったことも含めて、貴重なお時間ありがとうございました。

これからの話と言いますと、先ほどの話なんですけれども、地方公共団体から見て、水道のことであっても、大学のことであったとしても、まずはここに聞けば何かの答えが出てくる窓口みたいなものが必要だと思っていて、どこに聞けばいいかわからないというところで止まってしまうというのはもったいないことなので、そういう意味で、どこまでできるか、簡単にはお約束できないとしても、内閣府にPFI推進室がある、その存在意義にもかかわることなので、私たちでできることをこれから議論していこうと思っているんですが、それに当たっては皆さんの御協力が大変重要だと思いますので、是非、前広に、私たち内閣府とのコミュニケーションを今後ともよろしくお願いいたします。

○渡委員長 津村政務官、ありがとうございました。

それでは、休憩に入ります。

(休 憩)

○事務局 それでは、10時25分過ぎておりますので再開させていただきます。御着席ください。よろしくお願いいたします。

○渡委員長 それでは、再開いたします。よろしくお願いいたします。

これよりPFI制度の課題につきまして御議論いただきたいと思います。今年の2月からの委員会での議論の結果を踏まえまして、事務局で資料を作成しておりますので、まずは事務局から資料につきまして説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、資料4、5、6、7に従って御説明をさせていただきます。

まず、資料4「地方公共団体向けデータベースの供用開始について」です。先ほども御説明させていただきましたが、報告書、提言については既に掲載されておりますし、またガイドラインについては、現在収集中で、5月には掲載すべく地方公共団体に協力をお願いしているところでございます。これに加えまして、国の情報についても更に努力することによって新たに取り組ませていただこうと考えております。

続きまして、資料5、6、7でございます。資料5、6、7は、制度の見直し関係の事務局の一連の資料でございます。資料5は、全体像がわかるように1枚にまとめた資料でございます。資料6は、その項目に対応した関連資料でございます。資料7は、多少気が早いところもございますが、中間とりまとめまであと1回ということで、そのイメージでございます。本日いただく議論を踏まえて修正させていただくことを予定しております。

では、資料5から説明させていただきます。課題を1枚で整理させていただいております。

まず、目標としては、現状では、全体的な数値目標は存在しないということで、課題としては、事業規模は累計で過去11年間で約4.7兆円と見込まれるところでして、2020年までのこれからの11年間で従来と比較してPFI事業規模の拡大を目指すということでございます。

それから、規制緩和等でございます。入札手続が従来の公共事業的な考え方から脱却していないなど、民間事業者選定手続や各種許認可について民間事業者からの改正要望がございます。例えば、課題としては、民間事業者選定手続の整備であり、あるいはSPCと構成企業で営業の許認可を二重に取得する状況の解消ということでございます。それから、規制緩和等の一番下、公務員の出向の派遣先・期間に制限があるということで、公務員の民間への出向の円滑化でございます。

それから、民間投資の促進・インフラ整備につきましては、SPCの株式の移転や契約上の地位の譲渡について、現実には流動化が認められていないというところがありまして、SPCの株式の移転や契約上の地位の譲渡を弾力化するための措置でございます。また、リスク移転が少ないPFIは民間事業者にとって利益が少なく魅力も少ないということで、施設所有権を移転しないコンセッション方式の導入、更には公物管理権の民間への部分開放の実現という課題がございます。また「現状」の枠の一番下の○ですけれども、今後社会資本の投資に多額の投資が必要となるということで、右側の○の下から2つ目で、地域の社会資本の老朽化情報の把握と適切な手法での対応、更にはインフラの更新と規律ある資金調達に課題になるかと存じます。

それから、地域活性化等につきましては、まず、地方公共団体自らの判断と責任で行政を実施する仕組みが求められております。そこで、義務づけ・枠づけの見直し、更に契約変更手続の円滑化というところがあり、また地域の既存施設の有効活用が求められていることから、民間提案を活用して小規模で多様な公共サービスを行う手法の導入がございます。

また、地方公共団体の支援というところでは、ノウハウが十分ではない地方公共団体ではPFIを実施できないということで、資料4で御説明させていただいたところですが、このようなものなど、PFIのノウハウが適切に共有されるための支援体制の整備でございます。

また、情報公開といたしましては、住民の理解を得るには、PFI事業契約やモニタリング結果について公表が十分とは言えないということで、PFI事業契約やモニタリング結果の公表についての法律上の位置づけでございます。

続きまして、資料6に基づきまして、今、申し上げた中で重要な点をかいつまんで御説明させていただきます。

1ページめくっていただきまして、右に1ページとございます。「PFI事業規模の拡

大について」でございます。1999～2009年の11年間のPFI事業規模は約4.7兆円と見込まれるわけでございます。PFIを推進するための制度の見直しを行うことを通じて、PFI事業規模の拡大を目指すということでございます。

それでは、PFI事業をなぜ拡大していくのか。2ページをごらんいただければと思います。まず、全体の状況といたしましては、PFI事業の内容は多種多様でございます。いわゆる箱モノと言われる庁舎、宿舎もあれば、サービス提供業務の比重が重い刑務所、給食センターなど、更に、いわゆる独立採算型と言われる、公共ではない、受益者から収入が入る空港のターミナルビルや老人福祉施設などがございます。先ほどの4.7兆円は独立採算まで含めたすべてのもの、公共負担額の公表していないものも含めてすべてですが、公表資料で公共負担額が決定された234事業の3兆円余りの公共負担額で、財政支出削減額、いわゆるバリュー・フォー・マネーが6,000億強となっているわけでございます。

ただ、御案内のように、一番下にありますように、サービス提供開始後にPFIを中止した事業等があり、それは需要リスクを民間事業者が負う事業で、経営悪化に伴う事業廃止・見直しが発生した事例がございます。これは公共による事業の監視と経営悪化の際の迅速な対応が必要であると考えられますし、また、病院で合意解除の事例が発生しております。これにつきましては、民間事業者を活用した経済性・効率性が発揮されるような条件設定が必要かと考えられます。

次に、3ページの「PFI制度の特徴」でございます。もう皆様御案内のところですが、まず、PFIとしては、民間事業者の自主性の尊重が挙げられるかと存じます。公共と民間の関係は契約関係ですし、法に基づく監督処分、罰則はない。更に、民間経営資源活用原則ということで、人も金も民間により行われるということでございます。

それと、支援はイコールフットィングでして、また、第3セクターの反省に立つ。これらは関連した事項ですけれども、財政上の支援というのは現行制度に基づく方策、イコールフットィングを基本としているという状況でございます。

続きまして、5ページにまいります。個別の課題に入ってまいります。まず「民間事業者選定手続について」でございます。通常の事業、PFI事業、左と右に一般競争入札と総合評価一般競争入札で並べてありますけれども、四角で黒くなっていない部分が会計法や地方自治法で共通事項が定められているもの。これは公告、資格審査、入札、開札等でございます。PFI法の場合には、基本的には一番初めに実施方針や特定事業の選定の手続を終えているということでございます。

PFIの特色としては、○で整理してありますように、性能発注であり、民間事業者の提案の幅が大きいこと、更に質問回答や意見交換が重要になること、サービスの質の評価が重要になること、こういうこととも関連して、入札参加者の提案に関する負担が比較的重いことがございます。ただ、上の表を見ていただきましても、会計法、地方自治法はPFIに障害となる規制を、制約を設けているというよりも、実は、余りPFIに特徴的なところが書かれていない一般的な通則である、そのような性格もあろうかと存じます。

そこで、7ページをごらんいただければと存じます。「民間事業者選定手続に関する課題」でございますが、まず、総合評価一般競争入札の手続を前提とした場合には、PFIに特徴的な手続を適切に位置づけることが必要ではないかということで、これは例えば、業務要求水準とか対話とかがあろうかと存じます。発注者の意図を把握して優れた提案を行っていただくということでございます。

また、発注者のみの能力では業務要求水準書、仕様を作成することが困難な事業については、資格審査の段階で概要提案の審査を行い、応募者を絞り込むことができることを明らかにする必要があるのではないかと存じます。これは入札参加者の負担軽減を図ることにより、入札参加者の意欲の向上につながると存じます。

また、3つ目の○ですが、民間事業者の創意工夫を求める程度が大きい国の事業について、予定価格を事前に公表する余地はないかということで、実は、国の事業で予定価格を事前に公表している事業はございませんが、地方公共団体の事業では、予定価格を事前に公表している事業が半数を超えているという状況で、この部分については、いわゆる予決令、予算決算会計令で国の方には明確な規制があるという状況でございます。

次の8ページでございます。「民間事業者の発案について」でございます。発案があった場合、現在のガイドラインではどうなるかということです。提案のことを発案とPFI法上表現しておりますけれども、発案があったら、発案を踏まえた実施方針をつくって特定事業が選定される、それが現在の枠組みでございます。

一番下の○にありますように、民間事業者、市民からの発案を促すためにどのような方策が考えられるか。更にインセンティブをどう考えるかという問題があるわけでございます。

それから、次のページ、「SPCと許認可について」御説明させていただきます。一番左の枠組みにありますように、PFIでSPCを構成することが通例でして、金融機関から事業に必要な融資を受ける、あるいはPFI事業以外の事業に伴うリスクにより公共サービスの提供に影響を及ぼすことを避けるということで、ここの左にあるSPCというのはペーパーカンパニーでございます。実際の業務は、構成企業である建設企業であり、運営企業がやっているということです。

真ん中にありますように、実は、業の許可が必要な場合に、事業者者に全部委託をする場合でも、SPCにも業の許可が必要で、両方とも有資格者の配置を求められるというケースがございます。

また、一番右のケースですけれども、一括再委託というものが法律で禁止されているために、その部分はPFIから除外されているというものがございます。

これは後でごらんいただければと思いますが、実際の民間事業者の、あるいは地方公共団体の声というのは、参考資料4の4ページ以下に掲載をさせていただいております。ただ、まだ地方公共団体、民間事業者の方々の御意見を伺った段階で、当然、関係法律につきましては、公共性の見地からの規制の必要性がございます。PFI事業の円滑な実施の

ためにどのような措置を講ずるべきか、関係省庁とは全く未調整ですので、今後調整させていただきますと存じます。

次に、12ページをごらんいただければと存じます。コンセッション方式でして、前回、国土交通省から御提案があった事項でございます。一番上にありますように、施設の所有権を移転せず、民間事業者のインフラの事業運営や、開発に関する権利を長期間にわたって付与する方式でございます。

左側の制度のところですが、韓国では管理運営権が物件として設定されております。また、我が国でも、特定多目的ダムのダム使用权のように、特別法で物件が設定されているという例がございます。3つ目にありますように、固定資産税は家屋とか償却資産は課税対象ですが、無形減価償却資産だと課税対象とならないということでございます。また、現行制度上、行政財産につきましては、PFI事業者への貸付は法律で可能ですが、法律の根拠なく行政財産に私権、当然、物件も含まれますけれども、これを設定することはできないということでございます。

右側の現状でございます。需要リスクや運営リスクを移転するためにどうやっているかということで、基本的にはPFIでBOT方式ということで、所有権を民間に持っていたいただいております。事業期間中の施設所有権は民間で事業所有後に公共に所有権を移転するというので、独立採算、港湾でいろいろな施設をまとめてやっているものもあれば、更にBOTのサービス購入型で公共が全額負担するものとしては、刑務所とか、給食センターとか、そんなものがございます。

ただ、BOTは所有権を民間事業者が持っております。金を借りたとき、どうするかということになりますと、不動産に1つずつ抵当権をつけております。インフラの場合には、港湾を見ていただいてもわかりますように、本来、不動産と動産が一体となった包括的な財産権ではないかという点が、前回、国土交通省からも御指摘いただいたところでございます。国の財産の保全という点から見ますと、実は、不動産には登記があります。登記があるために、不動産については、BOTをやる場合に、実は第1順位に国が所有権移転の仮登記をつけます。ただ、動産には登記がないため、国の財産をどう保全するかが問題となってまいります。

また、固定資産税でございます。サービス購入型のBOTには税の軽減措置がございます。ただ、課税当局のお立場は、固定資産税は所有権が基準である。BOTは民間所有である以上、課税は当然というものでございまして、現在の減額措置は、期限を限った政策的な配慮であって、サンセットすべきものというのが課税当局のお立場でございます。左にありますように、事業権が無形減価償却資産であれば、当然非課税になってまいります。ただ、コンセッション方式、事業権の法制度化のためには、権利の内容とか設定権者を初め課題は多くございますので、大きな方向性をお示しいただければ、今後、内容について検討させていただくことになろうかと存じます。

13ページをごらんいただければと存じます。地域の活性化でございます。PFI施設と

収益施設の一体的整備ということで、例えば、警察署と一体的に商業オフィス、分譲住宅を整備したような事例もございますし、また、県営住宅整備と一体的に社会福祉施設や商業施設を整備したのもございます。これはPFIでございます。

一方、右で、PFIではございませんが、北海道で指定管理者を活用して、町道の相当の路線について、あるいは河川について、維持管理を一括して指定管理者に委託したという事例がございます。

資料6は以上でございます。

資料7が、多少早いんですが、中間とりまとめの案として、全体の整理としては、1番に「PFI制度の現況」を示させていただいております、2ページで「今後の対応の方向性」、2ページの下の方に「個別の課題と対応の方向性」ということで、「①規制緩和等」「②民間投資の促進・インフラ整備」「③地域活性化・地域の自主性の強化」「④地方公共団体の支援」「⑤情報公開」という項目で整理させていただいているところでございます。

私の説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○渡委員長 ありがとうございます。

続きまして、G委員とM委員から資料を提出していただいておりますので、両委員から、資料につきまして御説明を頂戴したいと思います。まず、G委員からお願いいたします。

○G委員 お手元にクリップ止めの資料がありまして、これを外していただいて、パワーポイントの資料8-2で御説明をいたします。

タイトルが社会資本の老朽化の更新投資の問題ということで、事務局の総括のペーパーにも若干取り上げていただいているんですけども、問題意識は、1人の国民として非常に心配をしているわけですけども、全貌が明らかでない中で、個別に、小さいところで対策が立てられて、それでよしということだと、それでは追いつかないのではないかということで、数字の把握から入っております。

1枚おめくりください。結論ということで、大きく3つの提案をさせていただいております。

1つは、そういったデータをきっちり把握をするということで、公共施設マネジメント白書という手法がございますので、それを国、地方公共団体ともに制度化をして、きっちり整備をしてほしいということ。

2番目が、そういうデータがあれば、民間はそれに基づいて、さまざまなアイデアを出して、バリュー・フォー・マネーが高まるような工夫ができると思いますので、民間提案の促進を促すということで、これはアメリカにありますPPEAという手法にならしまして、現行のPFI法の民間発案の仕組みが機能するようにすることが主眼であります。

3番目が、規律ある資金調達と書いてありますけれども、これはどういう意味かと言いますと、PFI、PPPで行うことによって財源はつくわけですけども、それが規律なく野放図に出ていくということだと、民間のリスクにもなりますし、その裏側で地方公

共団体等がサービスを購入しているような場合は、自治体の財源への負担にもなるということで、これも海外で行われているような、返済財源を特定をして、その中で優先権を付与していくということを規律ある資金調達と呼んでおります。

それから、結論2が成長戦略的な視点ということで、これは先ほど各省からも意見がありましたけれども、社会資本を更新するということが、非常に複合的な、いろいろなノウハウの集大成であるということで、個々には画期的なことではないかもしれないけれども、システム的に整備するというのが日本の企業のよさだろうとすれば、これは今後の成長産業になっていくのではないだろうか。あるいは、細かなノウハウの手法でありますので、属性が強いということで、地方の企業の仕事であるとか、あるいはNPO、NGOの役割強化にもつながるのではないだろうかということでもあります。

次のページ以降、ごく簡単に御説明をさせていただきます。まず、背景で、社会資本の老朽化の実態ですけれども、近年、マクロの公的資本形成、これは国と地方を併せてですけれども、急激に減少しております。折れ線グラフのところですよ。現在は20兆円程度ということで、一ころの半分以下になっていまして、公共投資が圧縮しているということは言えるわけですけれども、一方、ストックの方は増加をしているということでございまして、今ですと330兆円ぐらいの公的な資本のストックがございます。これが老朽化していることが最大の問題であります。

まず、これの更新投資の額を試算をいたしました。試算の内訳につきましては、資料8-3にエクセルのシートがございますが、かなり字が小さいので後ほど御参照ください。前提としましては、いわゆる公共施設、箱物、それから、道路、橋梁、上下水道でございますので、現在の資本ストックを、50年平均、ただし道路の舗装だけは15年なんですけれども、これで更新をするということで、更新投資の単価をそれぞれごとに掛算しております。これは自治体の実績値を入れております。かなり大胆な過程を置いた数字ではありますけれども、マクロ的に数字をつかまえる役には立つと思います。

次のページがその結論であります。現在のストックを50年間で更新するための更新投資額を試算しますと、総額で337兆円、年間が8.1兆円でございます。これは50の割算になっていないのは、道路の舗装は15年で見ているからでございます。現在、既に社会資本投資の中に更新投資が一部入っておりますけれども、これを除くということ。それから、将来、人口減少に比例して公共投資の事業仕分けを実施するということで、これは人口問題研究所の注意推計で、50年で30%人口が減るということですので、平均すると15%削減するというような対策を織り込んでも、なお1年で2.1兆円不足をするということであります。これをPFI、PPPで解消していくということになりますと、この不足分だけでなく、総額、根っこの部分も足して、22.5兆円に対して、その総額の46%をPFI、PPP化して、バリュー・フォー・マネーを平均20%出すことによって、この2.1兆円が解消されるという試算になります。

そうすればいいではないかということなんですけれども、先ほど申し上げましたように、

この試算は、まず、老朽化データというのを織り込んでおりません。50年以内にといいましたけれども、もう既に50年を経過しているものがいっぱいありますので、そういうものはすぐにでもやらないといけないということで、高目になる可能性がある。

それから、これは建築物の箱と、あと、上下水道については配管の部分を対象にしておりますので、機械ですとか、あるいはこれ以外の港湾とか空港とかを含んでおりません。

それから、年平均で15%削減することを前提にしましたがけれども、箱物は場合によっては可能かもしれませんが、道路、橋梁、上下水道を人口が減ったから減らすというのはなかなか厳しいものがあると思います。

最後に、平均的にバリュー・フォー・マネーを20%出すというのもなかなか大変だと思いますので、この数字自体がこれで大丈夫ということでは全くありませんので、今後、更に精査を各部署でしていただいて、国民の目に見えるように全体像を明らかにしていきたいということでもあります。

実は、提案1の公共施設マネジメント白書というのは、これの自治体版でございます。藤沢市の事例が7ページ以降に幾つか出ております。先ほど事業仕分けの話をしましたけれども、単に老朽化しているというデータを把握するだけでは不十分であります。これ自体もまだ把握されていないんですけれども、それがどのような費用対効果を持っているのかということ、マクロではなくて、個別の施設ごとに把握をしていく。これとこれを統合しようとか、これはもう要らないのではないかということがデータで見えませんか、利用者は必ず必要だということになって仕分けができません。そのためのベースデータであります。9ページ、10ページまで、その事例が御紹介してあります。これを単に公共団体の施設を統廃合してやめてしまおうというところだけ前面に出ますと、非常に抵抗感が出てくるということで、ある程度はそういう痛みも必要だと思うんですけれども、できるだけ機能を維持しながら、できるだけ負担を引き下げる知恵が必要だろうということで、11ページ以降が民間提案でございます。

現状、PFI法にも民間発案事項はあるわけですがけれども、機能しておりません。その問題点を解決するというので、5つの提案がここに書いてあります。

どういう領域からでもいいので、自由に提案をできるようにすること。

それから、提案者が募集要項そのものを提案できること。こういう事業というだけではなくて、こういうことをやるような事業と、ある程度中身まで提案をできる。

一番大きいのは3ですけれども、提案を受け付ける部署が、現在のところ、書いてはあるんですけれども、具体的にどこに持っていけばいいのか、だれが検討してくれるのか、いつ答えが返ってくるのか、どのようにして答えてもらえるのか、答えに不服がある場合にどうすればよいのかということが定まっている必要があります。これがないと、店ざらしにされてしまうというリスクがあります。

それから、4番目が知的財産権の保護でございまして、いいアイデアを出したはいいいけれども、それが別のところで使われてしまうということでは、民間は安心して提案ができ

るはずがございません。

最後に、インセンティブということで、これは入札ではちょっと難しいんですけども、地方公共団体の場合には公募プロポーザル型というものが多く用いられておりまして、そういう場合には、優れたアイデアを出した人には総合評価の点数を少し付与してあげるといったことが考えられると思います。

12 ページは、この提案のベースになりましたアメリカの P P E A という法律でございます。これは P F I と全く同じようなたぐいの施設を対象にしておりますけれども、民間の完全自由提案から始まるという特徴を持っておりまして、2002 年に導入後、150 件の実績を上げている。これはバージニア州という 1 つの州の法律なんですけれども、W T O ルールにも適合するという新しい制度であります。

13 ページ以降は民間の知恵の例ということで、いろいろ出ております。先ほど文部科学省のところで横浜国大の例が出ましたが、それとちょっと似ているんです。これは公共施設ですけども、奈良県民子弟の学生寮の建替えの際に、余剰地に民間の賃貸マンションを建てさせて、その賃貸収入で学舎の部分の建設費を相殺をしたということで、先ほどの話で寄附というのが出ましたが、寄附でもなくて、単純に相殺をして、結果的に県は無償で新しい寮を入手したという事例であります。

14 ページは刑務所の例であります。

その次のページは、空いている公共施設を使った転用事例ということで、議会の議場ですとか、あるいは中学校の廃校舎に、固有名詞が出ておりますけれども、ヤマト運輸という民間企業のコールセンターが立地をして、賃料を払ってくれた上に数百名の雇用を生むという、企業誘致との組み合わせの事例であります。

その他、さまざまところで、さまざまな工夫が始まっております。こういうものを広く提案を受けることが必要ではないだろうかと考えております。

最後が「規律ある資金調達」でございます。完全に独立採算のできるのであれば、民間はそのリスクを負って調達をするわけですけども、独立採算ではないけれども、社会的に有意義なプロジェクトは多くあるわけございまして、それは自治体の方でサービス購入料を支払っても、直営でやるよりはバリュー・フォー・マネーが出ますという場合は、その方が住民にとってはいいわけですので、そういう場合にどういうふうにするかということでもあります。

将来の税収で返済をするということなんですけれども、現状は一般財源から返済をすることになりますので、民間の負っているリスクが、そういう意味では少し限られるということで、規律が働かない、不必要、または過大な投資が行われてしまう可能性があります。これは先ほどの説明ではありませんでしたけれども、一部の病院の P F I の破綻の場合に過大投資という話があったんですけども、これは民間に原因があるのではなくて、そのような発注をした自治体の側の問題だろうと考えております。こうした事態を避けるために、民間ですとプロジェクト・ファイナンスですとか、海外では T I F、レベニュー債、

シャドートールなどという考え方がありますので、そういったものを導入をしていきたいということでございます。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

続きまして、M委員、お願いいたします。

○M委員 お手元の資料9をごらんください。今、G委員から、いろんな事例を基に御説明いただきましたけれども、私の方からは、このPFI推進委員会でこれからとりまとめる大まかな枠について、もう少し違った角度から見た方がいいのではないかという御提案を申し上げます。

まず、PFIに関しましては、ここでいろんな詳細な議論もしておられるんですが、自治体の方では使いにくい制度であり、これから海外に出ていく立場では今のままでは不十分という問題があると思います。そこでこの際、PFIを簡易型、通常型、大規模型の3つに分けて、おのおのふさわしい制度を構築することを考えてみたらどうかということを提案したいと思います。

特に簡易型につきましては、自治体や地域の企業が使えるように、手続の抜本的な簡素化と類型化の具体例示を行うとともに、地方自治の下でもっと柔軟に話し合いをしながら実施していける制度とする。簡易型PFIは、今の制度を基にしながらも、それを思い切って使いやすいものに変えると良いと思います。

それから、2番目の通常型というのは、一般の公務員でも扱えるというのを目標に、現行の制度をより簡素化、類型化をして、民間の創意工夫を取り入れるためにより柔軟な制度とする。通常型といっても、今の制度はまだまだ複雑すぎると思います。

3つ目の大規模型は、インフラ維持・運用の民間移行などが行えるよう、資金調達運用やVFM、リスク管理などを精査するものとする。この大規模型については、更に海外展開の応用も視野に入れたようなものに制度設計をしていく。

この3つに分けて制度設計をすることを提案します。

2番目に、これは民間活用全体にかかわることですけれども、PFIだけではなくて、今日、何回も出ておりますが、指定管理者、市場化テスト、包括委託のような、いろんな手法があるわけです。そういったものを適宜選んで、使う側の立場に立って支援することが必要だと思います。いつもPFIだけを議論するのではなくて、これは指定管理者でやった方がいい、これは包括委託でやった方がいいということも含めて、包括的な検討をして、ベスト事例集を作成することを提案したいと思います。

これはPFI委員会ではありますが、いろいろ見ておりますと、市場化テストというのはちょっと煩雑な手続もあるように思いますので、これは簡素化が望まれると思います。

指定管理者につきましては、先ほど北海道の清里の事例にありましたように、町道の維持管理、いろんなものを含めて、包括的に指定管理者として発注されているものもありますし、そういったエリアマネジメント的なものも入れて、これからはもっと対象業務の拡

大も望まれるのではないかと考えております。

要するに、PPPはいろいろな手法があるのを、適宜組み合わせるベストミックスができるように検討していくという視野も持っていた方がいいということです。

3番目につきましては、PFIを適用するときには、やはり規制の問題がどうしても出てきます。そのときに、特区を活用する。勿論、特区は検討されているわけですが、自治体の判断の下で法律の柔軟運用ができるように、規制緩和の特例の併用をこれから進めていくのだという姿勢を明らかにしていく。特に今、総合特区というのが検討されておりますが、特区の中におきましても、これまでも美祿の刑務所のような事例もありますので、例えば、総合特区の中でPFIと特区制度をマッチングさせたようなものをもっと表に出して推進していくという方法もあるのかと思います。

4番目に、これは主に簡易型と考えておりますが、ローカルPFIの拡大、地域活性化に資するPFI対象業務の拡大を提案します。その1つに、いわゆる補助金適正化法が弾力運営になりまして、既存の補助金を使った建物の転用がもっと今、大幅に自由になっております。

そういった中で、資料を後ろに付けておりますが、18ページを見ていただきたいんですが、PFI事業のプロセスというのをこちらで提案させていただいております。例えば、市町村合併で空き庁舎が出た、それを活用したいというときに、民間の方々から、どういったふうな提案がありますかということを集める。こういった空き庁舎であれば、起業家のためのレンタルオフィスを併設したコミュニティセンターがいいよという提案が出てきたり、保育園と学童保育などが入った子どもセンターがいいねとか、いろんな提案が寄せられると思います。それをみんなが審査して選んで、もう一回、民間事業者を公募するというやり方もあるのではないかと思います。これは先ほどG委員の話に出ましたバージニア州に近いような形だと思いますが、こういったものをもっと簡易型で運用することによって、地域の方々の自由な発案の下で、地域の方々自らが事業者になって行えるようなPFIも普及するのではないかと考えています。

資料9の最初に戻りまして、ほかにも、道路の維持・管理の一括委託ですとか、公有林整備の一括委託、これは森林整備ですけれども、必ずしも地方自治体に林務関係の専門家がいるわけではありませぬので、市町村林の森林整備の一括委託というのもあり得るかと思っています。

その次のページに、5番目の提案といたしまして、この研究会でもずっと続けられておりますが、今、施設建設型ではなくて、施設運営型まで普及させていく条件整備が検討されておりますが、例えば、官民のリスク分担の検討においては、保険制度の創設も考えてみることはいかがでしょうか。それから、次に書いておりますが、本当に民間の力が活用できる柔軟な仕組みづくりを、今日も随分議論が出ておりますが、多段階選抜方式、競争的対話、事業フェーズに応じたエクイティの持ち方など、もう少し運営する側に立って、本当に活用できるのかということを一々ながら検討していく必要があるのではないかと

思っております。

以上です。

○渡委員長 G委員、M委員、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、以上のご提案の資料も含めまして、議論に移りたいと思います。どうぞ、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

それでは、津村政務官、どうぞ。

○津村大臣政務官 まず、Gさんに2つ御質問いたします。いきなり主題とずれてしまうんですけれども、更新投資がどれだけ必要かというものがまだ捕捉さえできていないということだと思えます。マクロ的な推計は示していただいていますけれども、ミクロ的に一つひとつのものが今、どういう状況にあるかというものがなかなか把握できていないことが、そもそも入口として大きなテーマだと思えます。今までの既存の公共投資と言いますか、公的な資本ストックについてはおっしゃるとおりなのはわかるんですけれども、新規の公共投資というか、公共事業をするときに、例えば、橋をつくるときに、今後、いつ、どのくらいの更新投資が必要となるかということは、データとして作成されていないんですか。例えば、本四架橋とか、あるいはもっと小さな県道でもいいんですけれども、今後、いつの時期にどのくらい更新投資が必要となりますよということは、つくるときに全部やっていないんですか。そういうものがあれば、今までのそれが積み重なってれば、当然データとしてあるはずなんですけれども、それは今やっていないんですか。

○G委員 大きいものはやっていると思います。本四にしても、あるいはアクアラインにしても、大規模修繕というのは資金計画の中にちゃんと入れてあります。ですから、種類によって違うと思いますけれども、大きいものはやられていると思いますけれども、全体に占める割合は非常に小さいと思えます。特に市町村の案件などになると、実際にはほとんどやられていないと思います。

○津村大臣政務官 だとすると、今回のテーマと少しずれるんですけれども、今後、あらゆる公的資金でつくる建造物は、そういう計画をきちんとつくることを最初に制度的にビルドインしていくというのは1つのアイデアだと思うんですが、今、そういうのはないということですよ。あるいは、そういうことをこれからつくることには意味があると思われませんか。

○G委員 意味があると思います。ないか、もしくはあっても、それとモニタリングが連動していないのではないかと思います。それは自治体によっても違う。

○津村大臣政務官 ありがとうございます。非常に示唆に富むお話です。

もう一つ、個別の話ですけれども、この奈良養徳学舎の話は非常に面白いなと思って聞きまして、民間提案の促進の参考事例として、大きなもので言うとバージニア州法、これは州の法律として大々的にやっていますよというお話ですし、日本でも、現行法の範囲内で実現するんですよというお話なんですけど、日本で現行法の範囲内で実現するものが余り

普及していないとすれば、それは余りお得感がないのか、それともノウハウの共有がされていないという、先ほどから出ているような議論なのか。なぜこれはもっと広まっていないんですか。

○G委員 お得感について言うと、そのケースは不動産の余剰価値が源泉になっていますので、どうしても場所が限られるというのがあるので、東京の都心部だとか、地方中核都市でも都心に近いところは、ゼロにはならないかもしれませんが、かなりバリュー・フォー・マネーが出ると思うんですけれども、それ以外のところはなかなか出ないだろうということ。それから、その案件もかなりいろんな試行錯誤の結果、出来上がったので、ここからは大丈夫だと思うんですけれども、最初につくるに当たっては、そういうことは実際できないだろうと思って着手しなかったというところがあると思います。データベース等でどんどん宣伝をしていって、現行法でできるんですよということになれば、普及する可能性は十分にあると思います。

○渡委員長 H専門委員、どうぞ。

○H専門委員 資料6の4ページにPFIとPPPの関係を出していただけていますが、M委員、G委員の御説明の中でもいろんなPFIの形がありまして、コンセッションという形から、ちょっとイレギュラーなPFIまで紹介されていますが、この委員会では、PFIの範囲内を検討するのか。それとも、もうちょっとPPPとして幅広に検討されるのか、私はよくわからなくなってきたので、推進室の方から御説明していただけないでしょうか。

○事務局 基本はPFI推進委員会で、PFIに関連する事項を御検討いただくということですので、PFIが当然、第一義ということになるかと思います。ただ、現行の日本で、PFIではないがPPPであるというものは、明確なものとしては市場化テストと指定管理者制度、その他、法律に乗ってこない、いろいろな委託関係の制度、そういうものがあるかと思います。ただ、関連する制度は関連する制度で、それぞれでいろいろ行われていることがPFIにも当然反映できる、あるいは要素を取り入れる、そういうことであろうかということで、PFIをまず第一に置いて、関連するものについても御議論賜り、よりよい制度にしていければと、そんなつもりで資料はつくらせていただいております。

○H専門委員 そうであれば、発展形の資料をつくられるときには、PPPの中でPFIはどこに位置するんだと、そういう全体的な整理をしていただければ、今後の議論にも役立つと思いますので、よろしく願いいたします。

○渡委員長 ほかにございますでしょうか。I専門委員、どうぞ。

○I専門委員 今の御意見とも関係するんですけれども、資料5「PFI制度の課題」の一番上に「PFIの目標」ということで、今後10年程度のPFIの導入目標量が記載されているかと思います。こちらに関して、過去よりも推進していくという考え方自体は全く異論はないんですけれども、PFIの中身に関する議論は非常に重要ではないかと思っております。例えば、こういった数値目標を掲げることによって、箱物PFIのようなも

のばかりが増えてしまうと、それは財政健全化にも逆行する可能性もありますし、海外での競争力強化にも余り役立たないものになってしまうと思いますので、当然、PFIの目標を拡大していくに当たっては、どういった分野の、どういった形のPFIを増やしていくべきかといったことを方向性として、量だけではなく、質的なところも示していく必要があると考えております。そういうふうになっていくと、先ほどの質問と関係してくるんですが、単純な、今、マーケットで認識されているPFIというもののだけでなく、発展形のPPPといったものを当然取り込んでいく必要が出てくるのではないかと考えておりました。少し委員会の役割を超えてしまうのかもしれないんですけども、是非前向きに示していく必要があるのではないかと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。

J委員、どうぞ。

○J委員 まず、先ほどのG先生の御指摘は大変重要だと思います。これまでは平準化みたいな形で出されていますけれども、団塊の構造物になっていますから、時期的には突出する可能性があるということになれば、もっと危機的な状況としてとらえた方がいいのではないかと思います。

先ほどの津村さんからの御質問ですけれども、従来はどちらかというと事業費は建設費中心に考えられていて、当然、大規模なものには維持管理費も幾つか入っていたのは間違いのないのですけれども、PFIで考えた場合、維持管理費も含めてのライフサイクルでのコストという形で全部とらえられているところがまた、PFIの事業形式を取ったときのメリットではないかと思います。

それから、もう1件、面的な不動産関連の事例も御紹介いただきましたけれども、余り日本では紹介されていませんけれども、英国でもLABVという形で、公共の土地だとの公有資産を中心に再開発的なプロジェクトが行われていまして、PFIと呼ぶときもあれば、LABVのバリエーションという呼び方のときもありますので、日本の中でもそういう事業を少し考えていく必要があるのかなと思います。

今日のお話ですが、あと1時間弱ですね。今日は、G先生やM先生は御意見を出されたのですが、こういう形の意見の出し方というのは、私も含めて、ほかの委員も認識しなかったと思いますそれぞれの委員はいろいろな御意見をお持ちだと思いますので今日、時間内に発言しろという話なのか、あるいはどういう形でまとめていくのかということも最初に取り決めていただいた方がいいのではないかと思います。まずはお願いしたいと思います。

○渡委員長 お二方からは、事前に御提案を説明したいという申し出がありましたので、お受けしたわけでありまして。勿論、お二方に限定することなく、皆さんからペーパーをいただくことは大歓迎です。ただ、事前に御提案の提出方法等について、委員の先生方には通知していなかったようでございます。その辺、事務局としては、どのようにお考えになっていますか。

○事務局 事前にペーパーを出していただくということに関して、こちらの方から何も言っていなかったということは大変申し訳なく思いますが、この場の議論というの、先ほどJ委員から御指摘があったように、あと1時間もない状況で、時間の制約がございますので、ペーパーで別途出していただくのは全く構わないというか、大歓迎でありますので、よろしく願いたいと思います。ただし、ペーパーを出していただくのが余りにも遅いと、とりまとめをしていく段階での時間の制約がありますので、いつまでに出していただくという制約は設けさせていただきますけれども、ペーパーで出していただくのは大歓迎であります。

以上です。

○渡委員長 ということでございます。これからペーパーをつくって提出するとなると、準備に時間は掛かるかと思えますけれども、事務局が言ったように、各委員から御意見をいただく道もあるということで、よろしゅうございますか。

○J委員 はい。

○渡委員長 津村政務官、どうぞ。

○津村大臣政務官 事務局に確認したいんですけれども、そうは言っても、あと残り45分で中間的とりまとめ案を承認したり、微修正して、来週、それでということになると思うんですが。

○事務局 今日は、とりまとめ案はあくまでも参考に出させていただきただけでありまして、次回、5月が最終のとりまとめでございます。

○津村大臣政務官 そのときに、もう一回リバイスした案が出てきますね。そこで、例えば、2時間、議論だけをして、当然かなり議論を織り込める余地がまだあるんですよ。

○事務局 今日は、制度自体も非常に骨格的に示させていただいておりますので、ペーパーとか、いろんな計画に位置づけているものは、それぞれ、多分、レベルは違ってこようかと思えますけれども、先生方に意見をいただければ、それが実態に反映できるということについては、そこの御意見に従って、いろいろ工夫させていただくことができるかと思えます。

○津村大臣政務官 ちょっとよくわかりませんが、次回もう一回そういう議論の場があるということですよ。場合によっては、プレゼンの時間ばかりが長くなってはいけないかもしれませんが、例えば、次回に資料を御説明いただくとかいうことも可能ではあるんですよ。

○事務局 可能でございます。

○渡委員長 それでは、本日の資料、あるいはお二方の御説明に関しまして、引き続きご意見等あれば、どうぞ。

○J委員 今日のとりまとめ案にインフラのことも入れていただきまして、大変ありがたいと思います。今まではインフラの話をしなくても、なかなかこの委員会の中ではレポートに残らなくて、発言録だけで終わっていたのですが、初めて残ったかなと思います。

その中で、インフラ整備のところ、コンセッションだけというイメージに読めなくもないのが気になります。で、この前も長安政務官にもお話ししましたように、コンセッションになりますと、ユーザーが払うという形が原則になると思うんですけども、だれが最終的に払うべきなのかということも意識して議論していかなければいけないと思います。一方で、それを全部税金で払うことになりましたら、先ほどG先生がおっしゃったように、規律がない資金調達になってしまうかも知れません。その中で明確に、それこそ、いわゆる事業がもたらす社会的便益の範囲内で徴収してやるという形のことを含めて、適切に税金と利用者負担というのを、それぞれの対象の下に考えていくという形のことをここで強調して、わかるような記述にさせていただければ非常にありがたいというのが1点でございます。ほかにもございますけれども、また時間がありましたら。

○渡委員長 ほかにもございますか。

K 専門委員、どうぞ。

○K 専門委員 どうも、るる説明ありがとうございました。

要望であります。資料6のPFI制度関係資料というのは非常によくできた資料かと思えます。これに盛られている項目というのは是非、中間とりまとめの中に、このキーワードはどんどん取り入れていっていただきたい。いつか経団連の方が来られて若干議論になっていましたけれども、政務官からもありました数値目標の話は、私は是非とも触れていただきたい。できれば項目ごとに、道路とか、橋とか、病院とか、先ほどM先生から御提案のありました簡易型、通常型、大規模型、例えば、こういう類型化もできるんなら、なるべく分けたような形の数値目標が望ましいのではないかと。やはり目標が示されると、民間の方もそれに向かっての準備が始まると思います。それから、さっきから話題に出ています資金提供者側の動きも出てくると思います。ここがないと、民間側の動きを誘発するということが鈍くなるのではないかという気がしておりますので、可能であれば、是非ともそこは入れていただきたいと思っております。

それから、私は先生方のように文章をきちんと書いてお渡しするようなことができないかもしれませんので、今、申し上げたいことを申し上げてしまいますけれども、中間とりまとめ案の方も若干意見を申し上げさせていただくと、1ページ目の税制上の措置も含め、PFI制度を見直していく必要があるという、この表現も、税制上の措置、それから、補助金も含め、官民のイコールフットイングをあらゆる場合に図っていくということをはっきり書いておいていただかないと、私ども、加西市の動きをサポートする形で見ていますけれども、やはり税と補助金の問題は非常に大きいと思っておられるように思います。そのところは自治体の自発的な動きに相当程度委ねるんだということであるならば、自治体の不安のところもなるべく早い段階で払拭していくことは、この事業の促進にとっても私は非常に重要なのではないかと思っております。

それから、M先生のペーパーの中にありました官民のリスク分担の検討で「(保険)」と。私どもは保険会社なものですから、一言だけ申し上げさせていただくならば、ここの

部分は我々として、できる範囲のところは是非ともやっていきたい。ただ、地震とか、今、国土交通省でも御検討いただくのかどうなのかあれですけども、大規模河川の周辺の非常に危ない地域での大規模物件とか、こういうところは官民一体型の、今で言う地震保険のようなものを改めて設計していくということがないと難しい場合もあるだろうと思っております。

それから、海外に出ていく場合で行くならば、貿易保険のところも、今、貿易保険の国の再保険というのは法律で定められておまして、これは国でしか使えない、いわゆる NE XI（独立行政法人 日本貿易保険）しか使えないことになっているんですが、こういうのも官民イコールフットィングを図っていただくということができれば、PFI上の貢献もしやすくなるのかなと、このように思っております。

以上です。

○渡委員長 ほかにいかがですか。L 専門委員、どうぞ。

○L 専門委員 私の方からは、中間的とりまとめ案の中に「国、地方ともに財政状況は極めて厳しく」というくだりがありまして、このPFI事業の重要性についての根拠になるものが書かれてございますが、実際に地方公共団体や関連省庁のヒアリングをさせていただくと、そんなに危機感がなくて、地方債の調達金利の方が有利ですからみたいな、合法的に行われているモラルハザードのような点があるかと思えます。このような点については、国民の関心を高めるためにも、つけ加えていただければいいのではないかと思っております。

以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。F 専門委員、どうぞ。

○F 専門委員 この中間的とりまとめ案でございますが、私は前からこのPFIを専門にしておりましたが、そこから考えますと、非常に大胆に踏み出している内容が、かなりの項目にあらわれていると思えます。これを提示して、おそらく、法制度の改正が必要であれば、詳細は今後という段階になっていくと思えます。M委員がおっしゃったような、使いやすい、小規模な、多様なものというのも入っておりますし、公物管理権の話も入っておりますし、あとは、実現段階で、どのように現実にしていくかという話になると思えます。

1点、地方公共団体のところで、国も国民のためにより効率的なPFI事業をすることは当然なのですが、地方公共団体の場合は特にすぐ住民が出てくるわけございまして、住民との関係を強く意識する必要があると思えます。今、例えば、PFIでも、義務づけ・枠づけの見直しというところで、議会との関係が実態にそぐわなくなっているとか、指定管理者との関係の問題がありますが、こういうのはまさに直していただければよろしいと思うのですが、公の施設のところもあって、結局、自治体においては住民訴訟というのが出てきます。ここが、各自治体が、例えば、PFIでやろうと思うときに

も、ある意味、シュリンクするところでもあり、したがって、きちんと法律上に書いてあげることにより、違法という主張に対して、裁判所でそうではないと言える体制を整えてあげるといことも大事だということも、自治体の現場ではあるように思います。地方公共団体の支援のところ、こういう形で実施すれば、法律上は問題ないという情報提供という形で、支援をすることも必要ではないかと思えます。

それから、もう一点、ここにはないのですが、自主性の強化というところで、勿論、自治体が御自分のリスクで住民との関係でやっていただければよろしいのですけれども、PFIの事業は、どちらが責任を持つか。つまり、自治体が住民に対してどのぐらい責任を持つか、あるいは民間にお任せするので、民間事業者の責任になるか。これはリスク分担ですが、特に住民との関係では、これが「もの」によって違うわけです。その辺りも、支援のところ、やればよろしいと思うのですけれども、住民との関係、特に事業を行ってトラブルになったときに、どちらがどういうふうに責任を持って収拾するかという辺りも、支援策のところ、そのノウハウも含めて、きちんとしたものを提供してあげられるという体制を整えればよいと思っております。

○渡委員長 ありがとうございます。

B委員、どうぞ。

○B委員 とりまとめ案の中で、情報公開というのが比較的、事業のPFIの開始以降のようなイメージがあるんですが、いろいろお話を聞いて、民間の創意工夫を引き出すしていくためには、もっと前からの情報公開が重要なんだろうと思うんです。勿論、資料4の地方公共団体向けデータベースの供用開始というところで、グッドプラクティスだとか、いろんな事例がありますよという情報公開をしていると同時に、いろんな分野があるわけです。先ほどの横浜国立大学、G委員の奈良の事例もありましたけれども、どういう事例があるのかということ幅広に公開していくことが必要なんだろうと思うんです。

そのときに、PFIの場合には、コストの情報、事業実施の経費の問題もありますけれども、どんなサービスを提供していくのかといった意味では、どんなサービスの質が確保されて、住民がこれまでどうだったのかというような、これまでの情報も広く出していく必要があるのではないかと。自由な、民間の本当に自主的な提案を受け入れていくことが必要で、その基盤としては、情報公開をもっと前向きにといいますか、ある意味、プロアクティブに進めていく必要があるだろうと思えます。

私は市場化テストに携わって、いろいろ問題を抱えているのですけれども、官の側でやっていたとしても、あるいは委託してやっていたとしても、事業の内容、実施の内容が完璧に見えているという状況ではないんです。ですから、いろんな意味で、やり方というものとか、やり方をやった上での結果ということについて、サービスの質もコストもそうなんですけれども、すべて透明化をしていかないと、先ほどのいろんなコミュニケーションが重要なプロセスになってくると思うのですけれども、多様なチャンネルのコミュニケーションを推進するという意味でも、情報公開をもうちょっと強調して書いていただきたいと

というのが私の意見です。

○渡委員長 C委員、どうぞ。

○C委員 数値目標を設定されるというのは非常に大きな前進だと評価したいんですけども、具体的に1.5倍とか2倍という話が絵に描いたもちにならないために、どうやってこれを担保していくのか、だれがその責任を持っていくのかということを明示すべきだと思うんです。拡大を目指すと書いてありますが、目指した結果、できませんでしたというのでは意味がないと思いますので、具体的にどこの省庁がどれだけの数字を実現するかということを明確にさせていただきたいと思います。

それから、先ほどの3省庁のヒアリングからも明らかになったとおり、結局、発注者である自治体が一義的にはやるものであり、国が指図する立場にはないということで、結局、お互いに、国が言わないから、あるいは自治体やらからというキャッチボールになってしまって、1.5倍、2倍というのが本当に実現できる数値なのかは極めて懐疑的です。

そこで、イコールフットイングにするということも当然やらなくてははいけませんし、むしろPFIに積極的に取組むという観点から、何をしなくてははいけないかを考えるべきだと思います。例えば、先ほど御説明があったデータベースも1つの方策とは思いますが、恐らくこれまでもこういった資料は、本当にやる気のある自治体は自ら探しに行き、データを入手し、さらには実際に事業を視察したりして、情報は当然取っているわけですし、このようなデータベースを作ったからといって、大きく進むかという疑問が残ります。積極的ではない自治体に対してどういうふうにやってもらうかということを考えていかなくてははいけないと思います。

特にPFIというのは、地元の企業がなかなか携わることができないという状況の中で、地元の経済の活性化という観点からマイナスに受け止められているという現状がありますので、進めるという観点からは、もう少しインセンティブというか、工夫が必要だと思います。今までの実績を踏まえ、PFIが2割程度の平均のVFMを創出しているということであれば、PFI手法もしくは民間を使わずに従来型でやるということは、もしかしたらコストが高い可能性がある、2割の無駄がある可能性があるわけですから、こういった場合には補助金をつけるのか、つけないのかという判断を国がすることが可能でしょう。国からできることとして、補助金の差配というのは1つあると思いますので、従来型でやる場合に、本当にそれがベストのバリュー・フォー・マネーなのかどうかということを自治体から説明をさせ、もし民間を活用することによってVFMが出る可能性があるのであれば、補助金を出さないとか、それぐらいの仕組みを入れていかないと、私は数値目標というのが達成される可能性は低いのではないかと思います。

○渡委員長 M委員、どうぞ。

○M委員 先ほどの繰り返しになるんですけども、幾らこちらがやってくださいと言っても、制度そのものが手間暇かかって、10億円以上のものでないとなかなか自治体も導入できないとか、コンサル費用が高くて払えないとか、そういった制度を簡素化もしないで

使ってくださいと言う方もちょっと問題なんではないかと思います。やはり思い切って自治体向けに簡易型の、だれでも使えるようなPFI制度をつくるという観点で是非考えていただけたらと思っています。

○渡委員長 ありがとうございます。

津村政務官、どうぞ。

○津村大臣政務官 M先生の3つの類型というのは非常によくわかるというか、是非そうならいいと思っているんですが、制度を構築するというのは、技術的には何が必要なんですか。今のPFI法の中で2つの類型をつくっていくようなことが必要なのか、マニュアル的なものとか、運用でサポート体制を組むことでそれが実現していくのか。法律にかかわることは事務方に伺うことかもしれませんが、Mさんの提案を実現するために政府として何をすればいいのかという具体的なことを箇条書き的に教えていただきたい。

○M委員 まず、よく保険などでも、契約約款ですごく分厚い資料がありますね。それと、一般の方が実際に保険契約するときに読む資料は別物ですね。ですから、この委員会で議論していることはすごく大事で、細かいことはちゃんと法律的に詰めていかなければいけないのは当たり前なんです。だけれども、それを読まないでPFIが使えないのでは困るわけで、それは議論された法律的なもの、いろいろ審議されたものはある。でも、実際に使うときは、例えば、空き庁舎の有効活用などだと、ひな型があって、マニュアルがあって、こういうふうにすれば簡単に使えますよというのがあればいいと思うんです。

○津村大臣政務官 ありがとうございます。

そういう意味では、私は実は法律的なものも含めて、ある種の規制緩和なのか、地方向けのPFIのスキームがもう一個あっても、もしかしたらいいのかな、今のお話はそういうことかなと思いつながりながら聞いていたんですが、最後におっしゃったようなことで言うと、契約書類のひな型づくりだとか、あるいは地方公共団体向けデータベースの供用開始だとか、できるだけわかりやすく、ノウハウを簡単に書いた紙を配るみたいなことは今、やっているわけです。遅いかもしれないけれども。

○M委員 済みません。ちょっと言い方がまずかったですけれども、基本的にきちんと考えたものがあって、それを簡単にするという方法もありますけれども、実は、もっと大事なことは、今、津村さんがおっしゃったように、地方に任せて、地方分権の中でみんなが話し合っていくような、そういう簡単なスキームは別にあっていいと私も思っていますし、むしろそちらの方をきちんとつくるべきだと思っています。

○渡委員長 おっしゃられるとおり、規制緩和と簡便法のように、やり方は両方あると思われれます。

○津村大臣政務官 規制緩和の場合も、具体的にどういう規制緩和が必要なのかということのを少し詰めないといけないですね。考え方はよくわかるんです。

○M委員 そのために、1つ、空き庁舎のローカルPFIの資料を付けているんです。私の資料の最後にありますページのPFIのプロセスというのは、こういったものを実現して

いきたい、そのときに、ちょっと大胆なことを言いますと、本当に2回提案する必要があるのかどうかということも考えてもらいたいです。ここに空き庁舎がある。これをどういうふうに活用したらいいかを募集するときに、アイデアだけではなくて、このアイデアを実現するための概算のお金も一緒に、一括で応募していただいて、どれがいいかを選んで、それから先は対話型で詰めていくということもあっていいんじゃないか。つまり、一回アイデアを公募して審査して、採択されたアイデアを実現するためにもう一回公募するという形を、1回の公募にまとめてしまうと、随分と変わると思うんです。そういうことも含めて、今日、提案しているんです。

○渡委員長 H専門委員、どうぞ。

○H専門委員 今、地方自治体の方でPFIを推進させる方策が話題になっているようです。事業によっては規制によって適用しづらいといった理由など、多々あると思いますが、私が一番思うのは、PFIを導入したらなぜ安くなるか、どれだけ安くなるかということが不明瞭な点です。PFIのことは自治体の職員は勉強していますので、大体はわかっているようですが、VFM関連は曖昧な部分がございますので、内閣府の方で何かデータを出していただければ、そのデータを基に庁内の説得が図れますので、データベースの中に加えていただければ、少しは役立つのではないかと考えております。

○渡委員長 D専門委員、どうぞ。

○D専門委員 今、制度改革であるとか、規制緩和であるとか、そういうお話が多かったと思うんですが、これまでの実績を見ると、発注の8割以上は地方自治体です。地方自治体の立場に立って、よりPFIに方向が行くにはどうしたらいいかという議論が根本には大事ではないかと思っていまして、私は民間の立場から推測する限りなんですが、先ほどどなたかから、施設整備型、あるいは箱物であればPFIはどんどん増えるというお話があったんですが、それはそんな単純なものではない。

特に、先ほど来お話があります公共インフラの老朽化の更新、こういったものは非常に地味なんですけれども、これが放っておいたらどんどん進むかということ、私にはそういうふうに思えないんです。今、サービス購入型で、サービス購入料というのは、長期債務負担行為ということで各自治体が予算措置をしています。そのサービス購入料というのは、起債制限比率にカウントされます。ですから、どんどんできるのではなくて、各自治体の財政の中でぎりぎりで、なおかつ直轄なのか、PFIなのかということでやっておられるはずで、PFIを導入した効果というのは、これも先ほど来から議論があるように、VFMの部分だけです。ですから、それが10%のVFMがあつて9割になったとしても、9割は相変わらず公共の負担ですし、債務の制限比率にかかわってきますから、そんなに簡単にできるものではないのではないかと考えております。

では、どうしたらいいかというのは、なかなかアイデアはありません。ただ、自治体の方で非常に厳しい、あるいはやりたくてもできないという事情は分かっております、例えば、先ほどG先生の方から、VFMを活発に導入して、VFM20%というようなお話な

んですが、ただ、実際の更新、老朽化の補修というのは非常に小さい工事の集積です。そうすると、VFMの効果を最大限に上げるためには、そういったものを、よくバンドリングなどと言いますが、分けるのではなくて、集約して、業者、それも1業者に発注するぐらいでないと、なかなか規模のメリットも出ない。

ところが、地方の財政もあります、あるいは産業の育成ということからも、一括してバンドリングする方向ではなくて、逆に1つの工事を2つでも3つでも分割するというのが実態に近いのではないかと思います。そういう意味では、発注する地方自治体の置かれている立場をより理解した上で、どのように先行きを示してあげればPFIが増えるかというところに立たないと、幾ら使い勝手がいいと言っても、そもそもなかなかそういう発注はできませんよというのが本音のところであるのではないかと思います。

そうすると、1つは、先ほど来から出ている老朽化の改修の部分がなかなか難しいんですが、やはりコンセッションのようなやり方を導入すれば、要は、サービス購入型でも長期債務負担行為にかからないということではできると思います。それが満額でなくても、料金徴収で独立採算した部分については圧縮できるということですから、VFMの最大2割などということではなくて、5割でも6割でも負担できる部分は出てくると思います。

それから、これはちょっと思いつきで、御批判もあると思うんですが、起債制限比率にかからないようにしてあげるにはどうしたらいいのかというと、やはりサービス購入型に近いような案件であっても、一定の適格の要件、要は優良なPFI事業であれば、先ほど来議論がありましたように、国民の金融資産を使ったファンドからお金が出せる。そうすると、そのファンドから出ている部分については起債制限比率にかからなくていいんだというようなやり方もあるのではないかと思います。この場でそんなところまで制度化できないと思うんですが、いずれにしても中間とりまとめで目標を単純に上げる、あるいは制度改革の道筋をつければ拡大するというほど甘いものではないのではないかと思います。

○渡委員長 G委員、どうぞ。

○G委員 今、分離分割発注の論点が出たんですけれども、これは結構実務的には重要なことでして、PFI法では一括発注ということで、バンドリングしてバリュー・フォー・マネーを出すという、スケールメリットとかシナジー効果を出すという、極めて合理的なものがあるんですけれども、現場にそれを言うと、こういうことを持ち出されることがたまにあるんです。中小企業庁は通達で、中小企業対策として、分離分割発注を行うべしという文書をかなり以前に、もう20年ぐらい前だったと思いますけれども、出しているんです。PFI法はあるけれども、こっちの通達の方が優先ですということで、まさに大きな仕事にすれば、いろんな企業が参入して、勿論、地元の企業の仕事もできるにもかかわらず、絶対に大手が入れないような小ささに刻んでいくということがあるんです。一括発注のメリットと比較して、市民がどっちを選ぶかという判断を全くしないで、地元の企業対策だけを優先しているということなので、結果としてそういう場合があるかもしれないけ

れども、それはやはりアンバランスな議論をしているなと思うんです。その源泉が、よって立っているのが中企庁の通達なので、それがどうにかならないのかなというのは常々思っております。

○渡委員長 いかがですか。E 専門委員、どうぞ。

○E 専門委員 中間的とりまとめ案を拝見していて、まず、1 ページ目のところ先ほどから御指摘ありましたけれども、小規模箱物でリスク移転が少なく、民間の創意工夫、ノウハウが十分に活用されていない、それゆえに、2 ページ目の②のところでコンセッション方式が出てきて、諸外国で民間事業リスクを負担しながらというところと、あと、3 ページ目の②のところで民間のリスク負担と経営努力を通じてとありまして、これは非常にいいとは思いますが、この書き方だと、民間サイドで、すべて事業リスクを負わされてしまうのかというトーンが濃厚ですね。コンセッションだからいいのかというのはあるんですが、PPP、要は財政的な制約と、あと、民間の創意工夫と成長という中での、パートナーシップということなので、民間も事業リスクを一定程度合理的な範囲でしか取れないということと、ただ、その範囲であれば、民間企業が仕事をして、一定の分野、産業として取り組む。民間の発意をより重視すれば、民間サイドからも、ここはもうちょっと規制緩和して、公物管理権を開放していただければ、もっとビジネスができるということがあって、最終的には需要リスクなり、一定のリスクの最適配分をパブリックとプライベートで分け合うというのがPPPだと思います。前向きな成長と規制緩和、民間の方との規制緩和によってより適切なパートナーシップにつながるというトーンがもう少し出ればいいなと感じております。

○渡委員長 最後に津村政務官にお話ししていただきたいと思いますが、あとお一方かお二方、ご意見があれば、どうぞ。

○A 専門委員 先ほどH 委員から、お安くなるかどうかの観点が非常に地方自治体では重要ですよという御指摘がありまして、そのときに、やらない方の理由づけとして、民間資金を入れると金利を高いからと、非常に簡単な反論材料が出てきて、それが説得的なんでやらないと、こういう構図があるのかなと感じるんですが、なぜ民間の金利が高いかというと、それはリスクを取っているからであって、もし事業がうまくいかなければ、貸しているローンが返ってこないわけですから、民間金融機関としては、そこはリスク見合いで金利を高く取る。それは、逆に言えば、公共側から民間の方へリスクが移転しているからそうになっている。ですから、移転しているプロジェクトリスクを数値化できれば、そこがバリュー・フォー・マネーの追加の部分になっているはずなんですけれども、なかなか数値化することができないので、実はリスクが移転しているメリットがあらわれてこない、逆に金利が高いからやらないという議論になってしまっているような気がいたします。ですから、金利が高い分はリスクが移転しているんだと、金融機関という第三者の目が入っているので、3セクのような野放図な経営ができないようにはなっていると、そういうメリットも是非考慮に入れてやっていただければと思います。

○渡委員長 はい、わかりました。

では、J委員、どうぞ。

○J委員 先ほどM先生から小さなPFIという御提案がありましたけれども、Dさんからはバンドリングしなければスケールメリットが出ないという話もあります。PFIのとらえ方だと思うのですが、一般的にはどんなプロジェクト形成においてもそれに関する手続費用があるわけですから、余り小さなのはなかなかうまくいかないかもわかりません。ここで言われるときの小さなPFIというのを、もう少し別の形だとか、混乱のないように、もし報告書に入れるのでしたら、整理していただいた方がいいと思いました。

○渡委員長 わかりました。

それでは、時間になりましたので、議論を以上で終わりにしたいと思います。最後に、津村政務官からお話を承りたいと思います。

○津村大臣政務官 どちらかと言いますと、ごあいさつというよりは、事務方に中間的とりまとめについて幾つかお願いをしたいということであります。5つあります。

1つは、目標についての議論が今日もありました。数値目標をどうしていくかという議論です。次回、たたき台でも結構ですので、複数案あってもいいですので、例えば、こんな目標を書き込むことはいかがかということ、次回のとりまとめ案に是非書き込んでいただけないか。その際、先ほどCさんからもありましたけれども、責任関係を明確にするような書きぶりに努めていただきたい。そうでないと、言いつ放しになってしまって、PFI推進委員会というプロジェクト自体のPDCAが回っていかないので、是非そこを意識していただきたい。これは技術的な問題が私、わからないんですけども、先ほどおっしゃられたように、地方単独事業までは国がグリップできないわけですが、補助金を出している補助事業というんですか、そういうものについて、何割かはPFI化していくとか、そういう種類の、国と地方が一緒にやる事業についての何らかの数値目標をつくることができるのか、できないのか、法的な問題点、技術的な問題点を含めて、それも考えてみていただけないかというのが1点目です。

2点目は、Hさん、Iさん辺りからのお話と関連するんですが、狭義のPFIの話、かなりフォーカスして中間的とりまとめにまとめていただいている感じがあって、確実にやるべきこと、できることから書いているという意味ではそれでいいと思うんですが、もう一つ項目を立ててもいいので、この周辺にあるPPP引くPFIの分野について、せっかくここでいろんな議論が出ているわけですから、中間的とりまとめで言及できる幾つかのアイデアもあるんじゃないか。そこは場合によっては責任の所在がやや不明確になる面は拭えないかもしれませんが、少なくともアイデアとしてはテイクノートしておきたいという意味です。

3点目ですけれども、M先生の簡易型の話とも絡むんですけども、あるいは特区という話も出てきていまして、提案を2回を1回にすることが、例えば、総事業費幾ら以下のものについては提案は1回でいいとか、そういうことができるのかできないのか。あるいは

は、現在、構造改革特区でいろんな提案が出てきているはずなんですけれども、PFIに関するこれまでの特区の事例とか、却下されたものも含めて、構造改革特区とか、総合特区という制度とPFIの推進になじむケースはどんなものが想定されるのか。特区の活用という言葉自体、M先生のペーパーにも出てきますが、特区の簡易型の話、非常に親和的だと思いますので、1つ、その切り口を是非盛り込んでください。

4点目、これは私が言ったこととも絡むんですが、地方公共団体の皆さんがノウハウを共有するには相当意識してやらなくては行かなくて、公共団体データベースの供用開始を皆さんにPRして喜んでいてはいけないと思ひまして、先ほどHさんから話がありましたけれども、現場の方からすると、各自治体にいらっしゃるPFI担当者、PFIについて、その自治体の中で一番詳しいと期待されている方が、実際、その方自身がきちんと腑に落ちつつ、首長だったり、市議員だったりに、この事業は是非PFIでやった方がいいですよということを、そのプレゼン資料にそのままコピーして配って説明できるような資料を、本文5～7ページぐらいのもので、添付資料が少々あってもいいというのが限度だと思いますが、これをそのまま議会の議員や関係の部長に説明したら、大体だれでもわかるような資料ですよというような、そういうひな型をデータベースの中に、都道府県版、政令市版、市町村版でもいいですが、何かできないか。これは中間的とりまとめの話ではないですけども、データベースの方で、よかったら御自由にござんくださいというのではなくて、こんなふうにプレゼンしてください、是非これをコピーして使ってくださいというようなものをつくれませんか。これは多分、M先生がさっきおっしゃったベスト事例集みたいな発想とも近いと思うんですけども、PRするための資料という観点でつくっていただけないか。それは、ひいては、先ほど私が3省庁の方に申し上げた、ワンストップの窓口を内閣府でやっていきたいので、各省庁も協力してねということと絡んでくる話で、彼らにもそういう資料づくりの1ページ、2ページを手伝ってもらってもいいと思います。

5点目ですけども、最後の点ですけども、先ほどGさんと私のやりとりで申し上げた今後の公共事業の在り方も見据えて、モニタリング体制も含めてとおっしゃいましたが、これから新規で公共事業をやっていくときに、それ自体をPFIで新規としてやっていくこともさることながら、将来、その維持管理の話为民の力もかりながらやっていくということも見据えて、今造っている県道、市道までを含めて、かなり小さいものも含めて、今後どういうメンテナンスが想定されるか。本四架橋とアクアラインだけではなくて、かなり小さいものについても、小さいものなりのもので結構ですけども、市町村でやっているところとやっていないところがあるというんではちょっと残念ですから、国から地方に、上から目線で頼むことではないんでしょうけれども、例えば、こんなやり方がありますよというものでもつくっていけないか。モニタリングの仕方も、こんなやり方でしていけませんかという、多分、公共施設マネジメント白書の発想と近いんだと思ひていますが、今後の新規のものについての1つのフォーマットというか、そういうものを是非、これは場

合によっては中間とりまとめに入れていただけるものだと思いますけれども、考えてみてください。

以上、5点です。

ペーパーを出す人、出さない人がいるとか、これから次回の議論をどうするかという話がありました。勿論、ここでペーパーを出して説明をしていただくのは1つの在り方だと思いますが、場合によっては、私や事務局あてのレターみたいな形で、今日、時間が足りなかったぞという部分は出してくださっても全然結構ですので、それがどれだけ私たちが理解できるかは別として、せっかく委員になっていただいたので、積極的に発信していただけたらと思います。ヒアリングばかりの委員会にならないことを望んでおります。

○渡委員長 ありがとうございます。

今の津村政務官のお話、事務局に対する宿題ということで、是非対応をよろしく願いいたしたいと思います。

それから、皆様からたくさんの意見をいただいたわけでありまして、内容を整理いたしまして、5月18日の中間とりまとめ案に盛り込んで、再度議論していただきたいと思っております。つきましては、もし事務局にお出しいただくレターがあれば、積極的に御提出をお願いいたしたいと思っております。中間とりまとめに関連しまして、本日、2人の委員からご意見をいただきましたけれども、J委員からも御指摘のとおり、当日、時間もないと思われまますので、事前に事務局に御提出いただければ、今日の議論も踏まえて整理した上で、中間とりまとめに盛り込んでいきたいと思っております。

それでは、次回の委員会は5月18日2時半からでございます。よろしく申し上げます。本日は、お忙しい中、皆様どうもありがとうございました。